

平成23年第2回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成23年2月14日(月曜日)

議事日程第1号

平成23年2月14日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査
- 日程第4 議案第3号
- 日程第5 議案第4号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査
- 日程第4 議案第3号
- 日程第5 議案第4号

+

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	斉木	勇君	4番	渡辺	重雄君
5番	倉又	稔君	6番	後藤	善和君
7番	田中	立一君	8番	古川	昇君
9番	久保田	長門君	10番	保坂	良一君
11番	中村	実君	12番	大滝	豊君
13番	伊藤	文博君	14番	田原	実君
15番	吉岡	静夫君	16番	池田	達夫君
17番	古畑	浩一君	18番	五十嵐	健一郎君
19番	高澤	公君	20番	樋口	英一君

21番 松尾徹郎君
 23番 斉藤伸一君
 25番 鈴木勢子君

22番 野本信行君
 24番 伊井澤一郎君
 26番 新保峰孝君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副	市	長	本間	政一	君
総務部	長	織田	義夫	君	市民部	長	小掠	裕樹	君	
産業部	長	深見	和之	君	総務課	長	田鹿	茂樹	君	
企画財政課	長	吉岡	正史	君	能生事務所	長	池亀	郁雄	君	
青海事務所	長	七沢	正明	君	市民課	長	斉藤	隆一	君	
環境生活課	長	金平	美鈴	君	福祉事務所	長	結城	一也	君	
健康増進課	長	伊奈	晃	君	交流観光課	長	滝川	一夫	君	
商工農林水産課	長	金子	裕彦	君	建設課	長	早水	隆	君	
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者会計課	長	小林	忠	君	
ガス水道局長		山崎	弘易	君	消防	長	山口	明	君	
教育	長	竹田	正光	君	教育委員会教育総務課	長	渡辺	辰夫	君	+
教育委員会こども課	長	鶴本	修一	君	教育委員会生涯学習課	長				
					中央公民館長兼務		扇山	和博	君	
					市民図書館長兼務					
					勤労青少年ホーム館長兼務					
教育委員会文化振興課	長	小林	強	君	監査委員事務局	長	久保田	幸利	君	
歴史民俗資料館長兼務										
長者ヶ原考古館長兼務										

事務局出席職員

局	長	神喰	重信	君	次	長	小林	武夫	君
係	長	松木	靖	君					

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成23年第2回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、13番、伊藤文博議員、15番、吉岡静夫議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月7日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る2月7日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成23年第2回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて1件、条例の一部改正について1件、合計2件であります。

協議の結果、この議案につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、会期及び日程につきましては、会期は本日1日とし、日程につきましては、お手元に配付の日程とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の昨年12月20日及び本年2月2日に、公民館制度について所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

12月20日の調査では、担当課より、この基本方針案については33地区を2回、66カ所を回っているという説明を行ってきた。

手順としては、説明会にも来られなかった人から広く意見を聞くという部分で、パブリックコメントを実施したいと考えている。決してこの基本方針案が決定案ではなく、これから区長会なり地域審議会、また、公民館長会議等いろいろなところで意見を聞きながら、パブリックコメントの内容も踏まえて最終案を取りまとめていきたいと考えているとの説明後、直ちに質疑に入りました。

委員から、以前示された公民館体制等見直しの基本方針（素案）と、20日に提示された公民館体制等見直しの基本方針（案）と違っている部分はあるのかとの質問に、経過措置の期間中、青海地域の維持管理のうち、地元負担であった各種点検手数料を削除して、光熱水費のみを地元負担とした点。また、糸魚川地域の現行の職員数の配置について、答申及び素案では3年間になっていたが、2年延長して5年間とした点。さらに、職員の雇用について地域雇用ということで、各地区の管理運営委員会ごとの雇用を当初考えていたが、事務等が煩雑であり、各地区で行うことが効率的ではないので連合会を設置して事務処理を行うこととし、教育委員会の職員が担当することに変更した点が主なものであるとの答弁がありました。

委員から、この体制見直しにより、地区公民館が社会教育法から外れると心配する委員もいるが、社会教育法で求めている公民館とは一体どういうものなのか。また、地区公民館が外れたとしても、

この社会教育法との整合はどうかとの質問に、社会教育法では公民館の目的を20条で定めている。また、同法22条では、事業内容を具体的に列挙している。この新体制における基本方針の中でも、地区公民館の役割として同じように従来の活動を継続していくことができるということを明確にしている。

その根拠は、中央公民館、能生分館、青海分館が社会教育法に規定する公民館としているからである。その管轄の中に地区公民館もあるので、その活動としては社会教育法の活動を行う場合については社会教育法を指針として、それに向かって取り組んでいただくというものである。

この公民館体制の見直しについては、制度の統一を行い、地域の自主的な運営をお願いしたいところが見直しの趣旨であるとの答弁がありました。

また、糸魚川地域地区公民館長会から、館長及び職員は市で雇用し、身分は市に置くことなどの申入書があり、その部分がなくなった場合、就職希望者が減って、有能な人材が確保しにくくなるのではないかということについての見解はとの質問に、募集がなかった場合については教育委員会としても責任を持って相談をさせていただき中で、例えば住所要件を広げるとか、ハローワークとも相談し、対応したいと考えているとの答弁がありました。

パブリックコメントの実施時期についての質問に、パブリックコメントについては1カ月必要である。2月に取りまとめという日程を立てているので、12月27日から1カ月、1月の末までの予定で市民の方々から意見をいただき、その後、いただいた意見の対応を市で協議し、委員会へ報告をしていきたいとの答弁がありました。

公民館体制等見直しの基本方針(案)のパブリックコメントを実施することについて、委員会としての了承を必要とする委員と、委員会と違う立場で市民からこの方針案について意見をもらうというのがパブリックコメントなので、委員会の了承は必要でないとする委員があった。

パブリックコメントについては、市が政策形成をする上で市民の意見を聞こうという制度である。したがって、今、政策形成の段階であるので、議会及び委員会等の同意、承諾等の必要はないと考えているとの答弁がありました。この公民館体制等見直しの基本方針(案)のパブリックコメントを実施する際、現在、議会、総務文教常任委員会で調査(審議)を継続中であり、「この基本方針案については、議会、委員会の了承をいただいたものではありません」という文言を文書の中に盛り込みたいという提案があり、その内容で実施することとなりました。

市としては、今後パブリックコメントで意見をちょうだいし、なおかつ、この日の総務文教常任委員会の意見を踏まえて、市として最終方針を定めたいと考えているとの説明がありました。

各委員からは、社会教育法に基づく公民館体制、館長及び職員の身分と給与の待遇、職員の職務内容、職員の配置の員数についてなどなど、委員より多くの意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

続きまして、2月2日に行いました調査での主な質疑について報告いたします。

委員から、この日配付された新体制移行に伴う経過措置(案)の説明資料の内容は、1月7日から12日までの糸魚川地域の館長個々に説明した内容と、1月20日に行われた全員協議会の資料と同じ内容か。また、館長会の皆さんは身分、待遇、職員数の3つの要望について非常に大きな声を出しているが、その要望についてのやりとりみたいなものはあったか。一定の理解を得たというのは、修正案の内容の説明を受けて、修正案がどういうものであるかということの理解であって、

これでいくということについては、オーケーは出していないと思うがどうかとの質問に、12月20日の委員会以後、糸魚川地域の区長連合会と懇談会等を行い、修正案を検討した中で、この修正案を作成したものであり、館長さん方の意見を聞き、まとめたもので、全協で話した部分と変わりはない。この修正案については、同じ内容である。

要望については、3年間、臨時職員の身分を伸ばすことについて一定の理解を得たと思っている。10館を回って意見をお聞きしてきたわけであるが、3年の延長について、ありがたいというような意見もあるが、これでわかったという、そこでの合意を求めるような話し合いではなかったと思っている。館長さんの中には、館長会議を開いて、内容について検討したいという地区もあり、基本的にこれでどうだ、これでオーケーだというようなやりとりではなくて、いろいろ意見を聞いてきた中で、このような修正案を市は考えているという説明をしてきた。

その中で、3年延ばすことについてはわかったけれども、これで全部オーケーというところまでの合意を取りつけてきたわけではないとの答弁のほか、今まで職員の問題、社会教育の問題と、それから公民館制度のあり方と、大きくは3つ出たと思っているが、やはり市民が一番利用しやすいようにということと、3地区が同じにスタートできないかということで、統一性と自主性を取り込み、今回は提案をさせてもらっている。

社会教育に熱心な方からは、公民館活動から社会教育が抜けたのではないかというような見方をされるようであるが、中央公民館、分館の3館が中心になって、それぞれの地域と十分連携をとりながら進めなければならない。これらを踏まえながら、今後取り組みたいという考えでいるとの答弁がありました。

委員から、条例では社会教育法にのっとり公民館を設置するとある。今回、社会教育を外しても、地域づくりやコミュニティ活動全体を含めて活動できるということですが、今後のスケジュールについての質問に、この委員会で再三議論をしてもらってきているが、行政側の考えとしては、4月からこの制度を実施させていただきたい。いろいろな方から意見をお聞きし、すべてがすべて理解をいただけないまでも、多くの方から理解をいただいた中で進めたいというのが市長の考えである。2月14日に臨時会を開いて、条例改正の提案をさせていただきたいという考えであるとの答弁がありました。

また、移行準備期間の中で、毎年度、生涯学習推進委員会等で課題を審議し、見直しを行うとあるが、この見直しを生涯学習推進委員会だけでなく、館長会、管理運営委員会、連合会も含めて、この2つを明記してあとは「等」と入れてはどうかとの質問に、はっきりしたほうがよければ、今の2点、公民館長、あるいは管理運営委員会連合会ということをはっきりうたって、その後、「等」を入れて定めていきたいとの答弁がありました。

ほかにも、委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

最後に、市では、来年度4月1日から新体制でスタートしたいという説明がありました。当委員会といたしましては、公民館体制等見直しの基本方針（案）について、反対意見、賛成意見等が出る中で十分な論議を重ね、慎重審議を行ってまいりました。この2月2日の委員会の調査で、賛否両論ある中で、公民館体制見直し基本方針（案）の調査を終了しております。

なお、公民館制度に関する調査は、今後とも継続して行っていくという考えで、委員会で意見の一致をみております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．議案第３号

議長（倉又 稔君）

日程第４、議案３号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する課題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成２３年第２回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集をいただき厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分と条例改正の計２件のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に２点についてご報告申し上げます。

最初に、今冬の積雪状況について、ご報告申し上げます。

昨年末からの降雪によりまして、１月２３日には市内９カ所の指定観測所の平均積雪深が１００センチに達し、山間部では２００センチを超えるところも出てまいりました。非常に重い雪であり、今後も降雪が続くことが見込まれるため、１月２４日の１３時、大雪警戒本部の設置をいたしました。１月３０日からの大雪によりまして、特に山間部において雪害への警戒が必要とな

ったことから、1月31日午前9時に豪雪対策本部に切りかえました。そして情報収集や市民への広報、並びに要援護者への安否確認、道路や雪崩危険箇所のパトロールなどを実施してまいりました。市内の積雪、雪害状況につきましては、お手元にご配付の資料のとおりであります。

1月31日には指定観測所の平均積雪深が今冬最大の167センチに達しております。また、これからも2月半ばであるわけでありまして、市といたしましても大雪や雪崩などに対する警戒を継続いたしまして、市民の安全・安心など生活の確保に努めてまいります。

2点目に、新幹線系魚川駅の駅舎デザインについて、ご報告申し上げます。

去る1月28日、鉄道・運輸機構から提案をされました新幹線系魚川駅の駅舎デザイン案の3案の中からC案を選定し、鉄道・運輸機構、北陸新幹線第二建設局に附帯意見、要望を付して推薦をいたしました。デザイン案の選定に当たりましては、新幹線系魚川駅デザイン検討委員会の検討結果と、市議会港湾交通対策特別委員会のご意見をもとに検討し、推薦を行ったものであります。

附帯意見では、翠のヒスイを示しているところについて、ヒスイらしさが感じられるような色と大きさにしてほしい。フォッサマグナのイメージを、より明確に表現をしてほしいということでありまして、要望事項におきましては、内部空間を工夫し、糸魚川らしさが感じられるようにしてほしいなどありました。

鉄道・運輸機構では、この推薦案をもとに設計を進めることといたしておりまして、糸魚川市といたしましては交流人口の拡大を目指し、そして当市の新しい玄関口として市民や来訪者に親しまれるよう、糸魚川らしい駅舎シナリオを期待するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様方から特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案をいたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第3号は、専決処分の承認についてでありまして、行政報告でも申し上げましたとおり、今冬の大雪対策経費につきまして、歳入歳出それぞれ2億1,593万円を追加し、総額を319億6,822万4,000円といたします。平成22年度一般会計補正予算(第9号)を、地方自治法の規定によりまして専決処分いたしましたものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長(吉岡正史君)

おはようございます。

それでは、議案第3号につきまして、ご説明をお願いいたします。

議案書の第3ページをお願いいたします。

この冬、断続的に降り続きました雪の除排雪に要する予算の不足が見込まれましたため、去る1月20日に1億4,615万5,000円を追加する、一般会計補正予算(第8号)の議決をいただいたところであります。しかし、その後も雪が降り続き、結果的には補正予算額が過少であった

ため、道路除排雪委託料等に不足を生じることになり、まことに申しわけなく思っております。

このため2月1日付で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,593万円を追加し、歳入歳出それぞれ319億6,822万4,000円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

まず、歳出であります。予算書の事項別明細書の12、13ページをお願いいたします。

3款、民生費の1項4目の老人福祉費の9、屋根雪等除雪支援事業では、屋根雪除雪支援事業補助金として400万円。

4款、衛生費、1項6目の診療所費の6、診療所運営事業では、小滝、平岩、根知診療所の除雪手数料として15万円。

8款、土木費、2項2目、道路除排雪費の1、道路除雪事業では除排雪委託料で2億500万円。

10款、教育費、2項1目、学校管理費の6の小学校管理費では、南能生小学校ほか7校の校舎、スクールバス車庫の屋根雪下ろし、並びに敷地内除雪に要する除雪委託料で450万円。同じく3項1目、学校管理費の6番、中学校管理費では、市内4中学校の敷地内除雪のための除雪委託料で100万円。同じく5項の3目、公民館費の6、公民館管理運営費では、中能生ほか7公民館の除雪手数料で96万3,000円、及び除雪機械借上料31万7,000円の計128万円をそれぞれ追加いたすものであります。

続きまして、歳入であります。事項別の明細書の10、11ページをお願いいたします。

14款、国庫支出金、2項6目1節、道路橋りょう費補助金の8番、社会資本整備総合交付金2,400万円を充当し、残りの1億9,193万円の一般財源につきましては、1款、市税、2項1目1節の1番、固定資産税現年課税分5,034万9,000円、並びに10款、地方交付税、1項1目1節の1番の普通交付税1億4,158万1,000円を充当いたしましたものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質問は、1人15分以内であります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

それでは、今回のただいま議題となっております除雪費の件につきまして、所管の建設産業の委員長ということも含めまして、1つ2つとお聞きをいたしたいというふうに思っております。

さて、今回の除雪費の専決処分であります。これは1月20日に臨時議会が開催され、そのときに既に補正を組んでおりますよね。その20日からわずかな期間で、既にそのとき補正された金額が、もはや枯渇してしまったと。やむを得ず、今回専決処分で2億5,000万円ですか、それを専決でやってしまうというやり方。1つは、この予算のあり方ということで、少し見解を聞かせていただきたい。

前回もお尋ねしたところ、雪が降ってみなければわからないので、こうした補正で対応していく

やり方しかないんだというご答弁いただきましたよね。あのときも既に雪はこれからであるから、今回の補正額では見込みが甘いのではないかと。やはり補正としても何回も臨時会を開いて、一々補正をするのではなくて、ある程度余裕を持った除雪費の組み方というものが、大事ではないかということをお尋ねしました。

やはり市長、専決処分で億単位の巨額の専決というものは、私はやはりちょっと議会の立場からしましては、多少やはりこれは問題ある行為ではないかなというふうに思っております。これで1つ認めてしまうと、これは去年もそうでしたから、基本的に前例になると思うんですよね。すると、これが当たり前になってしまうということの危機感を、今ちょっと感じておるんですが、その辺につきまして糸魚川市の考え方。また、やはり雪国の宿命としてどうしようもないのか、他市の実情もしわかりましたら、あわせてこれが適正な予算の支出の仕方なのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

天候を読むということは、今のある程度予想といいたししょうか、予報の中で判断もされるんですが、雪の降る状況というのも非常に難しさというのも大きくあるわけでありまして。確かに議員ご指摘の巨額な専決というのは、非常に問題というところも当然あるかと思うわけでありまして、しかし除雪に関しましては、そんなにいろんな使い方ができるわけじゃなくて、内容についてはもうご理解いただいている想定の中での状況でもあるということであることと、前段でもお話をさせていただきましたように、非常に読みにくいというところ。

そしてもう1つは、この除雪費に関しましては、以前からの手法といたしましては、なるべく少な目にといたししょうか、組んでまいっておるような状況で今作成させていただいているわけでありまして。この専決のような形をとらせていただいて、また理解をいただいておりますの枠の想定内という感覚の中から、現状のようなやり方をさせていただいております。

逆に、去年もそうでございますが、ことしといい、なかなか例年にないような降り方というものがあるわけでありまして、そういったところはもう毎年起きてるんだから、それぐらい想定して組めというご指摘もあるのだろうと思うわけでありまして、なかなか除雪費というのは大きくはあまり今までも取ってきてないのが実情であるわけございまして、そういった慣例的な1つの流れで、予算組みをさせていただいております。

そのほかの質問については、また担当のほうからも説明させていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務部長。〔総務部長 織田義夫君登壇〕

総務部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

除雪費の関係でございますけども、1月20日に1億2,800万円の補正をさせていただきます。

た。ただ、これは予算編成の関係から1週間前に議案の発送ということでありまして、1月10日ぐらいに編成をさせてもらったというところであります。

その後、1月20日過ぎから非常に何と申しますか、雪がどんどん降りまして、現在、今のところではそういうことで、また今回の補正が2億500万円という数字であります。合計しますと5億1,000万円という数字でありまして、参考資料の下のほうに書いてございますけども、過去5年間の中では、除雪経費としては非常に多くなっておるということであります。

ただ、毎年除雪のほうは、過去3年、4年分の平均を出しながら予算編成をしております。そういうことで当初予算のほうは、少しブレーキをかけながら、3年、4年の平均をしながらして、今回1億7,700万円という、一応、当初予算を編成をさせてもらったわけでございますけども、それがすぐなくなったという状況であります。

そういった点では、特に参考としまして、やはり議会に提案するときには、できるだけ大きく提案をし、専決補正をするときは、できるだけ少なくしなきゃならないということで、その辺のご意見についてはもっともだということで、今反省をしてるところであります。そういったことで、よろしく願いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長（吉岡正史君）

除雪費の経費の盛り方だと思っております。今ほど大筋は、部長のほうでお答えしたとおりであります。22年度につきましては、過去5年間のおおよそ6割程度を当初予算で盛ったところがございます。それで前回不足ということで、1月20日に補正をさせていただいたところで、大体、過去5年間の平均程度の3億6,000万円程度を予算化したところがございます。その後、先ほど申し上げましたように、予想以上の雪がずっと降り続いたということで、2月1日に、今回2億1,593万円というような状況であります。

他市の状況でありますけれども、今現在、すべてを把握してはおりませんけれども、やはり大きな雪になりますと補正をしておるということで、先ほど部長が言ったように、本来ならば当初からたくさん盛ればいいのかもかもしれませんが、やはり非常に当初予算を組むときにも、いろんな事業というものもするわけでいろいろございまして、先ほど部長が説明しましたとおり必要な経費を、先ほど申し上げました6割ぐらいで今見たということで、まことに不足という事態は、そういったことについてはまことに申しわけございませんが、今ほど申し上げた固定資産税、あるいは交付税といった剰余金の中で、対応させていただいたというのが現実でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

これは雪国の宿命であり、また、大雪というのは災害であると。その観点からいきますと、緊急出動ということであるから、大型の専決処分ということもやむを得ないと。その辺の理屈も、ただいまのご説明でよくわかったわけであります。

しかしながら、天候を予想するというのは大変難しいものでもあります。これは議会側としても、なるべく大型の専決にならないよう。また、きょうはこの後の公民館制度という議案もあって、もともと2月14日に臨時会が予想されていたということですから、わざわざ議会を除雪費の専決処分の報告だけで、臨時会を開会しないで済んだという部分も確かにあるとは思いますが、この辺のひとつ手続上の問題につきまして、今後の課題として、また他市の実情も含めて、なるべく予算執行が速やかにできるように。今回は固定資産税や交付税等を流用しておりますけれども、やっぱり私は当初予算の中で多目に盛って、余ったらやはり余剰金として返還すると、減額補正するというほうが、予算上はすっきりするのかなという気もしております。これはまたご一考いただきたい。

次に、災害という観点からいきますと、今回の大雪災害につきましては、同じ上越地区でも上越市、妙高市は災害指定されて、国・県からの補助が出ておりますよね。合併前の地域の市町村単位の平均値という算出の仕方もあるかと思うんですけれども、この糸魚川市は、何で災害指定されないわけなんですか。

これは大きなハンディだと思うんですよね。先ほどご説明がありましたように、平成18年、年度上では平成17年の大雪を越す、合併後、史上最高の除雪費ですよね。災害というのなら、なぜ我々は災害から外されたんでしょうか。その辺が納得できないんですが、ご説明いただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山口消防長。〔消防長 山口 明君登壇〕

消防長（山口 明君）

ご説明申し上げます。

災害救助法の適用基準ということで、ご配付しました資料のほうにもございますが、結局、市内9カ所の県指定場所の平均値をとっておるものですから、やはり全体的には少なく、殊にことしにつきましては海岸部、あるいは青海地域の部分が、かなり少な目に出ておると。ところが同じ糸魚川市の中でも相当山間部のほうは、かなりいっぱいだったということでございまして、地域別の降り方がございますが、当対策本部のほうでも、この辺は十分論議しておりまして、今後この辺の改正につきまして関係機関に求めていくということで、今後の対応を策定しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

これはやっぱり市単費で5億円を越す除雪費用、これが災害の適用にならないということにつきましては、私は片手落ちだと思います。これは国・県に対しまして、私はやっぱり強く要望していただきたいと思っております。

それから今ほどやっぱり消防長が言われたように、今回の雪は典型的な山雪ですよね。私もきのう、ちょっと平岩の上まで現地をちょっと見させていただきました。道路除雪は完璧で、本当にきれいでありましたけれども、道路の脇には依然2メートル近くの雪の壁がずっと並んで、これは住民不安を取り除くためにも、先ほど申し上げましたような早急な対応は私は必要だったと思うんで

すけれど。不思議なのは、この間質問したときには、山間部の雪の除雪についてはある程度見込めるので、当初からそれなりの対応ができるんだと。しかし平野部に雪が降った場合に、除雪費がふえるんだという説明でしたよね。

今回は今ほどご説明のとおり、平野部の雪は少ないんですよ。しかし、この平成18年を超える、5億円を超える除雪費になってますが、これはどういう算出で、こういうふうになってしまうんですか。今までの説明とは、私は違うと思うんですけど、出勤回数や除雪費用が上がったんでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

お答えいたします。

確かに補正予算といいますか、今回、専決というのは非常に多くあります。これについては極端に言いますと、安全をみたということが一番だと思えますけども、いずれにしても、あくまでも1カ月予報でいきますと2月以降はそう山間部、もちろん平野部もそうですけども、そう雪が降らないという予報が出ておりました。ところが、予報はあくまで予報でございますので、いつ寒波が到来するかわからない状態の中で、そういった状況で変わるわけでございますので、補正額につきましては、豪雪であった昨年2月以降の除排雪費ですか、それが1億5,700万円かかるとるんですね。そうしますと、それプラス安全を見まして、今冬の特徴であります間断なく降り続くことがあるもんですから、そこら辺を加味させてもらいまして、非常に大ざっぱではございますけども、2億500万円を追加させてもらいました。

いずれにしましても今現在、降ってございませんもんですから、どうしても大きな金額に見えますけども、この段階では、まだ相当降るかどうかわかりませんが、どうなるかわからんという状況の中では、やっぱり1回補正をいただいて、なおかつ専決をして、もう1回ということだけは、あってはならないという中で、正直言って安全側をとらせていただいて、大きな金額になったというふうに考えております。

17番（古畑浩一君）

除雪費とか出勤回数とかに差はないのかって聞いとる。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

すみません、足りませんで。

除雪費の算出については変わっておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

除雪費に変わってないということになりますと、安全、要するに少し余裕を見た分もあると。

それから出勤回数等につきましては、どうでしょうか、お聞かせいただきたい。それも変わりないですか。去年は特に平野部にも多く降って、平野部に多く降ったことから、去年は大変予算が上がったという説明だったですね。ことしはどうなんですかと聞いております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

去年は1月は13日から15日の3日間、それから2月に入りまして3日から5日までの3日間、これに対して非常に極端な降り方をしましたけども、それ以外の日については意外と出勤率が低かったと。ただ、今回の場合は、前回、20日の日に議会の承認をいただいて補正をいただいた後、相当、間断なく降り続いたという状況でございますので、2月1日の専決の段階では、今後もそういった降り方をするという可能性が多分にあるということで、今回も大きな専決処分ということになったと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

出勤回数も去年とあまり変わってないと。落ちつくんなら、昨年並みに落ちつくんだらうと。その分を少し余裕を持っているんで、この金額だということによるしいですね。

はい、わかりました。ちょっとくどくど申し上げましたけれども、やはり予算のあり方と専決処分のあり方、これはやっぱり議会としては、けじめをしっかりとつけておかなくちゃならなかったということで、今回の質問に立たせていただきました。

全体的には、本当に一刻一秒でも早く除雪してもらいたい。しかも消雪なんですよ、雪を分けるだけじゃなくて、ちゃんと除排雪ということも含めてやっていただきたいというのが、実際に雪に悩む方々の率直なご意見です。その対応につきまして速やかに対応して、それにかかった費用を、今回、専決で出されているわけですから、これに反対するものではないということです。ただ、筋目だけは、これはしっかり確認をしておきたかったということでもあります。

全体では北陸地方や鳥取、ほかに比べますと思いがけない大雪もあって、大変なパニック状態の

中で、糸魚川では苦戦はしてはいましたが、やはり速やかな対応をしていただいたというふうに思っております。本当に深夜から早朝にかけて待機していただきました建設関係、市の職員の皆さんのご苦労は、本当に大変だというふうに思っております。

それらも含めまして、でもまあ市民の皆さんからも、まだ多くの苦情は寄せられてきておりますが、現状を伝えるとともに、やっぱり市民力を利用した除雪の仕方ということですね。この間も消雪パイプの有効利用の仕方、住民力を使って除雪をすることで、除雪費を少しでも浮かしたらどうだと、これは平場のほうですね。中山間地のほうでは、もう人力では間に合わないひどい降り方であり、家屋倒壊のおそれの中、真っ暗な家の中で過ごされている老人も多いということで、ハード・ソフト、それから心のケアまで含めた手厚いことを、行政はやっぱりやっていかなきゃならんかったと思いますので。もう質問はこれでいいです。そういうことで、じゃあ質問を終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

議案第3号の歳出の第10款、教育費についてお尋ねいたします。

歳出では、道路除雪をはじめとして診療所等の除雪に対する補正が組まれました。教育委員会では2項の小学校費、それから3項、中学校費、続いて公民館関係ですね。この中で市内の保育所、保育園、幼稚園の除雪の補正というのは、なぜ見られなかったかということをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

靄本こども課長。〔教育委員会こども課長 靄本修一君登壇〕

教育委員会こども課長（靄本修一君）

お答えいたします。

保育所関係の除雪費でございますけれども、前回の補正の中に、その部分のところが盛ってありましたので、今回の補正予算の中には入っていないというふうなとらえでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

前回の補正でということであれば、雪というのは市内、特に今回は山雪と言われましたけども、施設によって降るわけではないですね。じゃあ保育所、幼稚園、幼稚園は2カ所は平地ですけども、保育園ですね、これらは今までの補正を含めた除雪費で十分だと考えてますか。

それから小学校費のところ、7校というふうに先ほど説明があったかと思いますが、この7校はどこどこでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（渡辺辰夫君）

小学校費の除雪7校であります。山間部の小学校が多いわけですが、南能生小、中能生小、それから下早川、上早川、西海、大野、さらには根知と今井、全体で8校であります。先ほど、何々ほか7校と言ったというふうに記憶しておりますので、その8校について除雪費を見込んだというものであります。

ただ、この除雪費は屋根雪ではありません。屋根雪を見込んだものもありますけども、この全体8校については、敷地内にある雪をよけなければいけないということも想定をした予算であります。

25番（鈴木勢子君）

保育所は、これまでのいいんですか、保育所関係は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

靄本こども課長。〔教育委員会こども課長 靄本修一君登壇〕

教育委員会こども課長（靄本修一君）

お答えいたします。

保育所関係でございますけれども、前回の補正で組んだその予算の範囲の中で、除雪費が支出されております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

保育所、保育園は、ちょっと特別のようすけども、それでは1月24日（月曜日）現在、山雪であるということは、だれでも認識しているわけですが、上根知保育所の積雪状況は、どのように教育委員会として把握されましたか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

靄本こども課長。〔教育委員会こども課長 靄本修一君登壇〕

教育委員会こども課長（靄本修一君）

お答えいたします。

1月24日の日の上根知保育所の積雪でございますが、運営協議会の方、職員のほうに問い合わせをしまして、屋根の雪が2メートル近くになっているという話の情報をいただきました。ちょうどそのときに、市のほうでも警戒本部を設置いたしましたので、とにかく除雪を急がなければいけないというふうな事態であることについては把握しておりました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

把握はしていたわけですよね、2メートル。除雪は道路によらず、現場の積雪状況を見て行うものでしょう。予算の範囲で行うものではないですよね。まして、そこに子どもと職員が20名以上いるわけですよね。2メートルありながら、耐用年数はここで言うまでもありませんけども、耐震整備もない中で、どうされたんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

靄本こども課長。〔教育委員会こども課長 靄本修一君登壇〕

教育委員会こども課長（靄本修一君）

大変な雪の状況であるという情報把握をした後に、保育所の運営協議会の代表の方と細かく連絡をとらせていただいて、とにかく早く屋根雪除雪をしないと危険な状況であるというふうなことを打ち合わせをさせてもらったんですが、とにかく即にはできないという返事をいただいて、除雪をする人たちが集まる日にちについては、何日ごろだという見通しを私どもも聞きました。ただし、その日を待っていると、また危険な状況があるかもしれないんで、とにかく早くそういった日程調整のほうを、お願いしますということについての連絡調整をさせていただいたわけでございます。情報収集した後、何も動かなかったということではありませんので、精いっぱい努力した中で屋根の雪の除雪が進んでいったという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

それでは精いっぱい努力をしたというのであれば、その2メートルの積雪はいつ下ろしましたか。そして予定はいつだったんですか、その屋根雪を下ろす日程。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

靄本こども課長。〔教育委員会こども課長 靄本修一君登壇〕

教育委員会こども課長（靄本修一君）

協議会の方々との打ち合わせの中では、1月28日か29日ぐらいになると人が集まるというふうな情報をいただきました。ただし、さらにまた雪が積もっていたというような状況の中で、地区の運営協議会の方も含めて何人かの方々がそれよりも早く、ひさしの部分のところだけを早く落とさなきゃいけないというようなことで、除雪に取り組んでいただいたというふうな対応をしていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

24日に2メートルありながら29日（土曜日）か28日ですよね、そこまでもっていかなきゃいけない。協議会という名前が出ましたけども、そうではなくてやはり教育委員会の危機管理が、

私は非常になかったかと思えますよ。結局24日は地元の有志数人で、もう見るに見かねてですね、2メートルのうち半分を下ろしたんですよ、24日にですよ。それで予定どおり、まだ1メートル残ってるわけですけど、もちろんさらに降りましたけども、29日の土曜日に正式に下ろしたんです。

ですから私は、やっぱりこれは1つの保育所は例でありますけども、日本一の子どもを育てると言いながら、こういう予算配分で、そういう現場の状況があるということを、もう少ししっかりと把握してほしいと思います。

前段、古畑議員も除雪費について、いろいろと細かい提言されましたけれども、やはり私は人の命が直結していると。資料では、1月27日にも市内で死亡事故も起きてますよね。ですから命に直結するということで、ただ金額のごろ合わせではないということ、私は今回の大雪で切に感じましたので、あえてこの場で質問させていただきました。

それで保育所、保育園関係は予算がないということで、なかなか動けなかったという事実も把握しておりますので、市内の施設によって、雪はここは降らないとかじゃなくて、もう保育所、保育園を除くこれだけのところで全部補正を組んで、また補正を組んでいるわけですから、そのこの辺の実情をきちっと把握して仕事をやってほしいと思います。

以上。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 渡辺辰夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（渡辺辰夫君）

今、保育園を含めて、予算がないから除雪をしないと、そんなようなことは全くございません。

我々としても速やかに下ろしたいということで、こども課長を中心に地元の皆様とも協議をさせていただきましたが、いかんせん周りにも、保育所にだけ雪が降ってるわけじゃなくて、周りにも同じような状況がある中で、なかなか除雪に手をつけていただけなかったということでありますので、我々も予算は最後、ほかの予算をやりくりしてでも除雪をやるということについては、一生懸命やっておるつもりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

私、もう先ほど以上って言ったので、この発言席から退席しようと思いましたが、渡辺課長がそのようなことを言われて、私は非常に心外ですね。現状のことと全然かみ合っていないんですよ。

本当は除雪費が少ないから、2月に入って除雪するということを保護者に伝えたんですよ。この上根知地区、別所も含めて山口、非常に範囲が広い中で、個人の家で2メートルも雪積もってる家なんてないでしょう。保育所だったらいいんですか。そこの認識を把握してほしい、仕事してほしいというのに、また課長がそういうことを言うから私はおさまりません。教育長、こういうことを把握してるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

教育長（竹田正光君）

お答えいたします。

先ほど靄本課長が答弁したように、1つ1つのことは私の耳に入ってきております。対応、善後策等についても、こうする、ああするという報告は受けております。

それから保育園の関係で、ほかの保育園でも困ったところがあるというようなお話を聞きましたが、実際には教育委員会のこども課のほうには、そういう保育園があったということは、私のほうには伝わってきておりません。こども課のほうには伝わってきている部分もあるのかもしれないけれども、ほかの保育園であったということは聞いておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

教育長ね、伝わってきてないじゃなくて、机の上でパソコンを見て仕事をするんじゃなくて、現地を見てほしいということを私は言ってるんですよ。特に除雪に関して、そういうことなんですよ。

それで今、道路も含めた、いろいろ診療所の補正もありましたけども、10款の教育委員会に関して、そちらの所管ですから1つの例を取り上げたんです。現場から声が上がってない、随分高飛車な仕事をしてるなというふうに感じましたけど、私はやはりもう少し全力で、市長の年頭の言葉にもありました、全力でスピード感を持って取り組んでほしいということを切にお願いして、終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

除雪費について質問させていただきます。

先ほど古畑議員のほうからもお話がありましたが、全体的には、やはり補正を専決でやるというのは、少し考えていただきたいと思いますが、先ほどの説明で、一応は納得してますので、また考えていただきたいと思います。

それと災害指定ですが、非常に広い市域の中で積雪量が多い地域、少ない地域があるわけですよ。普通の災害だと河川でも地すべりでも何でも、その場所が災害になるわけですよ。この雪の場合は、そういう感覚にならないんですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山口消防長。〔消防長 山口 明君登壇〕

消防長（山口 明君）

お答えします。

災害救助法の適用基準ということでいいますと、今、雪のほうは局部的ではないかというご質問かと思いますが、雪は全般的な災害が予想され、あるいは山間部、あるいは平野部を問わず全体に及ぼされるそういう豪雪の災害を想定した中で、救助法の適用を見ているというふうに考えております。

もう1点、追加させていただきます。あと先ほどのご質問でも、積雪のほうのいわゆる指定9カ所の積雪量の平均値を求めているということにあわせて、この基準値に達しなくても大きな被害が連発する、あるいは長期孤立という特殊な場合が出てくれば、そういう適用となるという場合がございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

これは災害に適用になる場合があるという答弁だったんですが、その前に平均値でやるように想定しているということなんですが、それは糸魚川市が想定しとるわけ、糸魚川市がそういう範囲です、基準ですよということをやとるわけですか。国で決めとるんですか、どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山口消防長。〔消防長 山口 明君登壇〕

消防長（山口 明君）

お答えいたします。

その指定地域につきましては、国並びに県のほうで指定しております。なお、過去30年間の積雪量のデータもあわせました、その平均値を出しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

いずれにしても災害救助法が適用になるということになると、平地よりも山間部のほうが適用になりやすいわけで、そうすると山間部ということは、過疎地が多くて高齢者がたくさんいる。これ適用してやらないと困るわけでしょう。そういう感覚で私はものを尋ねとるんですが、市はどういうふうな考え方で。災害救助法は全市でなきゃだめなのか、要するに本当に困っている人がいるとこに適用しなきゃだめなのか、どういうふうな考えとるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山口消防長。〔消防長 山口 明君登壇〕

消防長（山口 明君）

お答えします。

議員がご質問になりましたような、やはりそういう災害の要援護者、あるいは高齢者、そういう部分的な、局部的なところに救助を差し伸べるとするのは、市の考えとしても同じでございますが、救助法の考え方というのは、いわゆる要援護者に対する支援というものの部分的なものについて国のほう、あるいは県のほうで支援するという形しております。市の考え方としては、当然そういう方々にも手を差し伸べなきゃならないということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

あなた方が法に基づいて行政をやっていることは、私、よくわかるし、今の場合、雪の場合は、なかなかこれは難しいだろうということも、私はわかっとるんですが、必要とされるところには、やはりやってもらいたい。それは災害救助法が適用される、されないいいかんにかかわらず、やってやらなきゃいけないことだと私は思います。

1つの例なんです、新糸魚川市は1市2町の合併で、そう環境的に変わるところはないんです。ただ、上越市は非常に多くのところで合併したもんですから、もう雲泥の差なんです。建築基準法でいわれる積雪量ですか、それについても合併前は、その市町村でそれぞれに決めとったんだけど、建築物ですよ、1つの市になったら今ばらばらでもって、やりにくくてしょうがないという話になってるんです。

これはやはり法に基づいてやるのは大事なんだけど、法だけでは解決できないところが多々あるということなんです。そういうところに目を配って、要するに必要とされてるところに力を注いでやっていただきたいと思います。

それともう1点、土木費のほうで2億円の補正が出てきました。これはやはりみんな雪で困ってるんですから、それを補正してやっちゃいけないということじゃないんですよ。もちろん皆さんが一生懸命やっておるのは知っておるんですが、何とかその経費を少なくしなきゃいけない。あなた方のやり方でもって経費が少なくなるんだったら、それをやらなきゃいけないと私は思うんですよ。

1つ質問なんです、除雪じゃなくて排雪のほう、排雪箇所というのは糸魚川で何カ所あるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

お答えします。

排雪場所については、糸魚川地域では姫川の右岸に設置をしておりますが、建設の占用許可を取りながら対応しております。ただ、それ以外の山沿いといたしますか、中山間については、その場、その場でもって、その地域の皆さんはよく地形を承知しとるもんですから、市が指定したそういった山沿い、あるいは中山間での施設というのはありません。糸魚川地域では、今の姫川の右岸のみ

でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

私は糸魚川市全体で、姫川だけというのは片手落ちだと思います。その場所、その場所、その地域、地域でつくってやらないと、運搬距離だけでも大分違うでしょう。そこですよと言われて、そこへ持っていきますよね、業者が。だけど、その走る距離を考えてみれば、もっと細かく雪捨て場をつくってやれば、この経費はもっと下がるんじゃないですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

お答えします。

基本的に排雪について、この予算に盛ってあるわけではございませんので、あくまでも排雪については個人で排雪していただいて、雪捨て場所の整地については、うちのほうで対応しておりますけれども、運搬については個人でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

運搬についても行政でやってるんじゃないですか。例えば道路沿いにたまっとる雪、交差点の周りにあるような雪、あれ行政でやるんでしょう。あれ個人でやるんですか、どういうんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

早水建設課長。〔建設課長 早水 隆君登壇〕

建設課長（早水 隆君）

すみません。市でもって排雪する場所については、市道の除雪路線で、そういった場所については、交差点とか部分的にはそういった場所も、申しわけございません、あります。

それからあと平岩地区ですか、中原地内でやる一斉除雪、それについては当然近場で対応しております。申しわけございませんでした。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

くどくど言いませんが、要するに市でもやる、個人でもやりますよね。雪捨て場が1カ所なら、運搬距離の関係で費用がかさみますよね。もっと細かく指定してやればいいと思うんですが、去年もこういう例があったんですよ。

早川の新町のあたりだったかな、去年も大変な豪雪でしたから個人の屋根雪を下ろした業者が、要するに大型機械の入らないところで、運搬する車にしても2トンダンプぐらいしか入らない。どこへ捨てるかって言ったら、姫川まで行きなさいと言われてたらしいです。いいですか、そうすると、それは個人ですが、個人の負担が物すごく多くなるわけですよ。さっき早水課長の言葉だと、個人のほうは知りませんというような言葉だったんですが、行政とすれば、やはり個人のことも面倒を見てやらなきゃいけないわけでしょう。そうすると早川あたりなら、まだ捨てるところはあるはずなんですよ。そういうところを指定してやれば、そういう配慮というのはないんじゃないですか。市に金がかからないというのは、住民の金がかからないということにつながるんですよ。どうですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

本間副市長。〔副市長 本間政一君登壇〕

副市長（本間政一君）

高澤議員から今の排雪のところの箇所をたくさんふやして、経費を少なくしなさいと、ごもっともな意見だと思ってます。

これまでも大雪のときにはそれぞれの地域、あるいは捨てる場所をなるべく近くのところで確保しながら、やっぱり経費を削減しようということは取り組んできておりますので、今、早水課長が言いましたように、今回は姫川のところということではありますが、今後多くなれば、当然その地域の近場のところで捨てるという形になるんだらうと思ってます

先般、1月二十何日ですか、能生地域に行ったときに、能生では小見に行くところの橋の名前をちょっと忘れましたが、あの橋の付近で雪を処理しておりました。やっぱりああやってやることによって経費も少なくなるわけですので、今後、今議員がご提案のような意見については、十分内部で検討し、既にやってるところもあると思しますので、そこら辺は確認しながら今後の災害対策本部、あるいはこういう時期になったら早い時期に、その指定をしながら対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、指定観測所の件であります、この本部を設けた時点からも市の中でも論議されました。やはり今回のように海岸部には少なく山間部で多いということでは、この9カ所の基準の中では3地点が海岸部で20センチから30センチですので、平均するとどうしても災害基準にならんわけですので、これらの見直しを国あるいは県に要望しなきゃならんのだらうということの話をしております。

それからもう1つは、やはり先般、上越市でありましたが、上越市でも大きく合併したわけですが、旧合併前の地域での指定での豪雪対策を指定された地域もあるわけですので、うちのような海岸部から山間部に大きくある地域については、やはりこの基準の見直しということも要望しなきゃならんというふうに思ってます。今まではやっぱり平均的に降ったことから指定されてたわけですが、このような雪が降るようになれば、やはり基準の見直しをし、中山間地のいろんな高齢者、あるいはひとり暮らし、あるいは道路除雪等の経費がかかるわけですので、これらのことは国、県にしっかり要望しながら進めてまいりたいというふうに思ってますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

副市長の答弁で大体納得してますが、いわゆる災害指定というのは、その地域に合った、その場所に合ったものを、どんどんと県や国に要望、要求をしていっていただきたいと、変えてもらわなきゃだめなんだから。今までのような市全体の平均積雪量というふうな考え方では対応できなくなる。特に、山間地は過疎地でお年寄りが多いということですから、本当に真剣にその要望活動をやっていただきたいと思います。

それと後のほうは、要するに住民が排雪で困っている、金がかかるということは、この予算書には載ってこないわけですよ。予算書に載っとる部分でもこれから変えれば、もっと経費が下がるかもしれないというところがあるわけでしょう。予算書に載ってない住民の困っているところも考え合わせて、排雪場所を何力所か設けてもらいたいと思っております。それを要望します。

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（倉又 稔君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時30分といたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 5 . 議案第 4 号

議長（倉又 稔君）

日程第 5、議案第 4 号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 4 号は、公民館条例の一部改正についてでありまして、公民館体制等の見直しに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

公民館は地域のよりどころとして市民から愛され、また、頼りにされております。少子高齢化が進む本市においても、公民館が社会教育と地域コミュニティの拠点としてより一層役割を果たしていくよう、市民と行政が協働で取り組んでいかなければならないと考えております。これからの地域がどうあるべきかを地域の皆様とともに考え、本市のさらなる人づくりやまちづくりを推進してまいり所存でありますので、市民並びに議員の皆様方にご理解をお願いしたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

それでは説明させていただきます。

公民館条例の一部改正の説明の前に、公民館体制等の見直しについての経過と、お手元に配付いたしました公民館体制等見直しの基本方針について説明をさせていただきます。

公民館体制につきましては、平成 20 年 6 月に、糸魚川市公民館体制等検討委員会を設置し、10 回にわたり審議をいただき、平成 21 年 8 月に、公民館体制のあり方等について答申をいただきました。この答申を尊重し、市としての基本方針案を作成し、総務文教常任委員会や各地区での

2回の説明会、パブリックコメントなどでご意見や要望をいただく中で、公民館体制等見直しの基本方針を取りまとめいたしました。

公民館体制等見直しの基本方針の資料をごらんください。

この基本方針は、糸魚川市の新しい公民館のあり方について定めたものであり、構成の主なところを説明いたします。

1ページをごらんください。

前文では、新体制の理念、及び地区公民館の役割についてであります。

本文の1番、見直しの趣旨は、組織と形態を統一することであり、自主的な活動を推進することです。

2番、社会教育法に基づく公民館は、中央公民館と能生分館、青海分館を置きます。

3番では、地区公民館についての位置づけ、及び活動について記載しております。

めくっていただきまして、2ページの地区公民館の設置数であります。能生地域7館、糸魚川地域10館は現行どおりであります。青海地域では、4地区公民館を新たに設置することとし、現在の16地区館は、今までどおり自治会業務なども行う支館へ移行する方向であります。

4番、新体制への移行時期は、平成23年4月としております。

5番、経過措置の詳細は、5ページに記載をしております。

6番、その他では、この基本方針は現状で考えておりますが、今後の情勢の変化があった場合には必要な見直しを行う旨、規定を設けております。

3ページは、公民館等の系統図であります。

左側中段に、管理運営委員会の連合会とありますが、連合会は、館長及び職員の雇用と新体制での公民館運営全般などを見てもらう組織として新たに設置したいもので、事務局を教育委員会生涯学習課に置きます。

4ページは、職員配置基準であります。

配置基準は、検討委員会の答申と同様、全市統一の基準であります。

5ページは、移行に伴う経過措置であります。

新体制にスタートした後、円滑な移行ができるよう項目ごとに経過期間を3年、または5年と定めております。

以上、基本方針の概要について説明いたしました。

それでは、条例の説明をいたします。

議案第4号をごらんください。2ページをお願いいたします。

第1条では、社会教育法第24条の規定に基づき、糸魚川市中央公民館と糸魚川市中央公民館能生分館、糸魚川市中央公民館青海分館の3館を設置するものです。

設置位置は、記載のとおりであります。

2項では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、地区公民館を設置するもので、能生地域では6地区公民館、糸魚川地域では10地区公民館、3ページに移りまして、青海地域では16地区公民館の計32地区公民館であります。

設置位置につきましては、記載のとおりであります。

地区公民館では公の施設として、社会教育活動を中心に生涯活動、地域づくり活動、地域コミュ

ニティ活動などを幅広く活動いただけるものであります。

3項では、小泊地区公民館の設置について定めております。

小泊地区では、上越漁業協同組合所有の中瀬館に地区公民館を置き、公民館事業を行う旨、規定したものであります。

なお、施設の利用につきましては、市及び教育委員会が管轄しているものでないため、利用及び使用料等について規定している第2条から10条までを適用しないものであります。

4項では、地区公民館に運営上必要があるときは、支館を設けることができる旨、規定をしております。

附則で、平成23年4月1日からの施行としております。

2条以下につきましては、変更ありません。

以上で説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤議員。

○6番（後藤善和君）

市長にお伺いしたいんです。

今回、今、課長の説明もあって、総務文教でも長らく慎重審議してきたわけですけども、私はまず第1点、3館が今回の条例云々で、社会教育法の適用になりますね。そして、あとの地区館については社会教育法の適用除外、なぜ3館を社会教育法の適用にして、他の地区公民館を社会教育法の適用除外にしたのか、市長のお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほどの説明でもさせていただきましたが、社会教育法の適用になったから、また、適用にならないからということで、この事業展開は区分けを考えておりません。運営上、そのような形になったわけではありますが、実質的にはやはり地域主導型で、社会教育、または地域づくり、またはコミュニティ活動、そういうものが一体となっていけるものを求めていきたいと思ってる次第でございます。でありますから1つの社会教育法に縛られることなく、さらにそういったこれからの地域づくりとか、また地域の1つの方向性を新たな大枠の中で、正式に取り込んでいけるものを求めておるものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤議員。

○6番(後藤善和君)

市長が、るる常々言われている、いわゆる地域主体云々というのは、これは私も共感なんです。だからなおさら今回そういう部分で、市長が言われている地域住民参加云々、自主云々ということ常々言われてるわけですね。だからこそ余計、市長の今言われたような形を推進していく中においても余計、社会教育法という中で、それに基づいて、そしてその地域住民、さらには市のやるべきことを表裏一体の関係で進めていくのが、より私は市長のお考えのことの施策を今後推進していく上で、私はその点で、ですから考え方が違うみたいですが、市長の考えを推進していく上においても、私それが社会教育法に準じて、それこそまさに両輪のごとく進めていくのがベストだというふうに考えております。ですけどその1点が、どうも違ってるみたいなので、再度ひとつお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

お答えいたします。

先ほどの説明の中に高齢化社会という形の中で、非常に長寿時代でございますので、高齢化率の高いところにまいておるわけでありまして。そういった中で、地域の中で地域特有のいろんな課題というものもあろうかと思うわけでありまして。そういったところをまたその中で管轄もし、地域運営というところも私はこれから必要になってくるんだろうと思います。そういったところまで踏み込んでいくということになると、やはり社会教育法では限界が出てくるのではないかと思うわけでありまして、そういったところをさらに大きく広げていって、受け皿としましてはスタンスが広いほど、私はいいいでないかなと思うわけでございますので、このような展開をさせていただいております。

○6番(後藤善和君)

終わります。

議長(倉又 稔君)

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

議案第4号の公民館体制の見直しについて質問いたします。

まず、議案の上程時に33地域、2回にわたって66回説明会を行ったということですが、まず、この3地域の延べの参加人数を教えてくださいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長(扇山和博君)

お答えいたします。

33地域を2回開催しまして、66回の説明会を開催しております。全体で延べ1,500人の皆さんから足を運んでいただきまして、ご意見をいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

1,500名の延べ人数の3地域別でお答えください。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

じゃあ、それは後で伺うことにして、そのうち3地域で66回、教育長は何回同席されましたか。これも3地域別にお答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

地域の説明会につきましては、教育委員会の課長が中心となりまして地域説明に回っております。教育長は出席をしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

教育長は1回も出席しなかったんですね、驚きました。

質問2番目、本心配付されました基本方針の資料ですね、この4ページの別表2ですか、上段に地区公民館職員の配置に伴う基準ということで、1、全市統一の配置基準とする。それから2、世帯数に応じて最低1名以上。これは全市統一の配置基準と言えますか。それから世帯数に応じて配置してるというけども、これは1月20日の全員協議会でも私は申し上げましたけども、それぞれの移行完了後の配置人数を見ますと、世帯数に応じてではないでしょう。こういうことを基本方針に記載するという教育委員会の認識は私はどうなのかなと。本当に世帯数に応じた配置ですか、全

市統一ですか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

地区公民館職員の配置数につきまして、検討委員会でもいろんなご論議をいただいております。この中でいろんな考え方が検討されたわけですが、やはり1つの基本的な考え方を基準にして、職員を配置していかなければならないということでご論議をいただいたものというふうに思っております。

ただ、その中でもやはり地域別の事情、実情というのがありますので、例えば65歳以上の人口比率等で、やはり地域支援が必要な部分については、配慮をするべきだという意見も踏まえた中で配置をされております。やはり何か統一した基準でないと、ぐあいが悪いということを決めていただいたものということを考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

そうしますと、別表2のここに世帯数に応じて500世帯未満が1.0人からずっと1.5人、2人、3人ですよね。人口のことなど何も書いてないでしょう。私は非常にあいまいだと思います。

総務文教常任委員会でも、かなり議論されておりますけども、あえてこの場で質問いたしましたけども、私は決して全市統一の配置基準でもなく、世帯数に応じた配置基準でもないと思ってます。ここはもうすれ違いになると思いますので、課長の答弁は結構です。

質問の3番目がパブリックコメントです。昨年12月27日から、ことしになって1月26日で求めて66件ですね。合併後の糸魚川市としては、今までにない件数だと思います。そのうちのほんの一部を、去る2日の総務文教常任委員会で配付されました。

主な意見だけで、2月2日ですから市の考え方はもちろん記載してないんですが、その後、2月10日から、このパブリックコメントが公開されましたよね。ホームページでもダウンロードで私は見たわけですが、1からずっと66までよく皆さん、説明会は私は2回で、66回開いたけども低調だったと思いますね。全部の33地区のことはわかりませんが、やっぱり低調ではなかったかなと思います。

それで、このパブリックコメントが、3地域によつての事情というか、抱えている課題が違いますので、いろいろあってもいいんですが、右側に全部市の考え方と、あとA・B・C・Dまで意見の反映状況をつけてますけども、ほとんどが、基本方針案は糸魚川市公民館体制等検討委員会の答申を尊重して作成したものである、ほとんどそうでしょう。答申案を尊重して作成したもの、かなり出てきますよね。答申を尊重していくことはいいんですが、これだけ案が出て、私はちょっと考えるべきじゃないかなと思いました。

それで1から66までは全部申し上げられませんが、最後の66の方、これは上早川地区のことを言っていらっしゃると思うんです。5つ意見を寄せられてますが、1つ目に高齢化で過疎である

と、それで3番目に、総合的に将来を見据えた改革でないと納得がいかない。4番目に、山間地の弱い地区を切り捨てて経費の圧縮を行うより、行政にはまだまだむだが多いと感ずると。5番目に、基本的には答申を尊重して作成しているけども、円滑な移行のため経過措置を設けているけども、準備期間においても、要するに慎重な意見が述べられてますよね。こういうことに対しても市は、随分と何かさらっとしているんですよね。

65も、平成18年度に改正された教育基本法にも触れてますよね。65、66の方は、かなりの識者だなと思った。平成18年の教育基本法に触れて生涯学習の第3条の理念とか、家庭教育、第10条ですよね、社会教育にも触れている。公民館の設置運営に関する基準にも触れてますよね。

非常に66件、私は本当にこれを読んで、何か市が進もうとしている方向って何なんだろうと。早くやってくださいと、早い実施してくださいというご意見ももちろんありますけども、こんなにパブリックコメントで貴重なものが寄せられて、今、議案4号では4月1日からスタートということでしょう。こういう進め方でいいのかなと。私はパブリックコメントを読まなかったら、ここで発言する場はなかったと思う。でも66件を、皆さんはこれをどういうふうに受けとめました。大体市の考えはさっき言った、答申を尊重して作成したってなっているんだけど、それは当たり前ですよ、それ以外のこと。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

まず、先ほどの地区別の説明会の出席状況であります。能生地域におきましては259名、糸魚川地域、2回で500名、青海地域につきましては2回で778名の参加をいただいております。

それからパブリックコメントの件であります。先ほども説明いたしましたが、地区説明会で説明の中で、いろんなご意見をいただいております。パブリックコメントでいただいた内容と同じような内容を、結構いただいております。

66番の例で出されましたが、やはり過疎地、またはそういう山間地のほうで、公民館の果たす役割が大きいんだというご意見も聞いております。やはりこれは経過措置の中で、5年間ということで職員の人数、または臨時職員として3年ということで経過措置をうたっております。やはりこの中で見直しも行う中で地域の支援が必要、そういう部分について、十分これから協議をして進んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

25番（鈴木勢子君）

慎重に進んでいかなければいけないことですよ。基本方針のところにもありますけども、行政と地方の自治団体と連携を図り、人づくり、まちづくりを推進すること。でも、行政と自治団体となっているけど、自治団体ではないんですよ。もう市民でしょう、団体と連携じゃないというところですよ。

それで、なぜ今こういうふうに4月1日からスタートするかということ。本当に納得していただく労力も、さらに必要だと思うんです。説明会が非常に数字的には、皆さんは多いと思ったかもしれないけども、延べでこれだけの人が説明聞いてないわけでしょう。あとの人はいろいろな方で、また情報をキャッチしてるとは思いますけども、私はあえてパブリックコメントが、これだけ貴重な意見が寄せられたということを重ねて、本当に慎重に、そして柔軟に取り組んでほしいと思います。質問というより意見が多くなりましたけど、以上です。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

それでは質問させていただきますが、この公民館検討委員会の名簿を先ほど見まして、委員長が旧青海町、小野町長さん、そして各審議会の会長、あるいは各地区の連合会長さん等々の、本当にそれぞれご活躍されている方々の名前が多いわけですが、まず冒頭、市長にお聞きしますけども、この21年8月26日に公民館体制検討委員会から提出された答申案について、まず、どのように評価されたかということをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

非常にいろんな観点からご協議いただいて、おまとめいただいたわけでございます。そして私、先ほども後藤議員にお答えさせていただきましたが、今、いろんな意見がございます。しかし、それはすべて公民館だけで対応できるものではない部分でもあるわけでありまして、そういうことを考えたときに、やはりいかに公民館のあり方の中でシフトを広くもっていくことを大切にしながら、そして館だけの問題ではないだろうと思っております。やはりそこに住んでおられる人たちの考えを、十分そこで吸収できるものが必要になってくるんだろうと思っておるわけでありまして、今、いろいろいただいている意見の中においては、やはり少し部分的に、局部的なような状態になっておるわけでございますので、そこら辺は、やはりいろんなところで解決しなくちゃいけないだろうということを感じておるわけでありまして。

いただいたときに、やはりこれからの将来を考えたときにどうあるべきか。1つの考え方でなくて、いろんなものに考え方が流れていけるものが大事になってくる。そしてその中で、限られた財源を使いながら進めていかななくてはいけないだろうということも、やはり大きなところもあるわけでありまして。そういう中で、やはりその辺をしのぎ合うと言いましょか、せめぎ合う中で何とか合意点をもっていった進めていかなくちゃいけないということの中で、我々は1つの答申をいただいた中で、それをより我々の考えの中に入れさせていただいて進めていくのがベターということで、ずっと検討させていただきました。

そういう中で、すべての皆様方に満足いく点ではないかもしれませんが、しかし、これは将来においてどのようにしていくかというのは、やはり地域の皆様方と、市民の皆様方と、やっぱりつくり上げていくものだろうととらえております。

議長（倉又 稔君）

松尾議員の質疑の途中ではありますが、ここで昼食時間のために暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き、松尾議員の質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

先ほど申し上げましたけども、各方面で活躍されている検討委員の皆様方が慎重に検討し、出された答申案について、その答申案が修正されるに至った経過を教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

検討委員会からいただきました答申、これにつきましていろいろ審議をしてみました。

この答申の中で、特に青海地域につきましては、5から7館というような形の答申をいただいております。これにつきまして、答申をいただきましてから青海地域の公民館長連絡協議会等と協議をしながら、4館という形で取りまとめたという実情があります。

そのほかに、やはり糸魚川地域からは職員の身分、人数、待遇等について、いろいろご意見をいただいております。また、能生地域からもご意見をいただいております。

この中で、やはり答申の基本部分については尊重をしたという形で答申案をまとめておりますが、スムーズな移行ができるようにということで、経過措置についていろいろご意見をいただいた中で、修正をしてきたということでもありますので、答申の基本方針については、尊重をしてきたということで基本方針をまとめたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

1年以上の歳月をかけて、10回に及ぶ会議が開催されたと。十分検討された答申案に対して市のホームページでは、今の答弁のようにその答申を十分尊重して基本方針を作成し、よりよい公民館体制にしていきたいと出ておりますが、お聞きしたいのは、その検討委員会のメンバーから、その答申案について疑義があるということで、この修正に応じたとお聞きしておりますが、これは事実がどうかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

検討委員さんになられた方からも、いろいろご意見をいただいていることは事実であります、基本的には先ほど説明いたしましたように、基本方針については尊重した形で答申をまとめております。

経過措置につきましては、先ほども何回もお話しましたとおり、経過措置の年数とかの部分については、やはり地域のいろんなご意見をいただいた中で、取りまとめたということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

私は総文の委員会も何回か傍聴し、その都度出てくる資料、その都度と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、かなり修正に修正を重ねてきたものが6部、7部あるわけですね、手元に。ほかの回のもいただいたということもありますけども。

そういう中で、総文も先ほどの委員長報告がありましたけども、本当にいろいろな議論が出て、大変だったなということ記憶してはるんですが、基本的には私自身はもうここまできたら、1年間先延ばしてしてきょうまでできていますので、これはいろんな意見があるかもしれませんが、これはもうスタートすべきだと。そしてまた非常に検討に検討を重ねて、修正に修正を重ねてやってきた。非常に私自身は意見を申し上げたいんですが、これについてもこれ以上混乱を招くばかりだということで、やるべきであるというふうに基本的には思っております。

ただ、今回のこの検討委員会のそういった形での進め方、今後、各種審議会、あるいは諮問機関があるわけですけども、今後そういった諮問機関で出された答申について、例えば一たん答申済みであるものが、その当事者である委員のほうから、いや、ちょっと待ってくれというような形での進め方というのは、これはちょっといかがなものかなと。

これは前例をつくっちゃったわけですけども、この辺について、要するに行政の権威そのものが、疑われても仕方のない部分があるんじゃないかなと思いますし、新しい糸魚川市を建設していく上で、今後、支障を来すようにも私自身は思いますが、その辺は市長、どのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

そのようにとらえられたら、ちょっと私も遺憾に思うわけではありますが、いろいろな意見があったわけですので、今言ったような形の中で、お1人の意見だけであって、それでもって修正をしたという形では、私はおしかりをこうむっても仕方ないのかと思うんですが、いろいろな意見を聞く中でやはり判断をさせていただいた。確かに元委員だった人から意見をいただいたものもありますが、必ずしもそれに沿ったかということ、そうでもないわけですので、その辺はご理解いただきたいなと思っております。確かに基本的には、やはりそういうことはあってはいけないなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

ちょっと話の角度を変えますけども、現在の公民館職員の職員人件費はどのくらいかかっているのかということと、それから新たなこの体制をスタートしたときに、どのくらいの人件費がかさんでくるのか、ちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

今、公民館に配置されております職員21名であります。今これは22年度予算でいきますと、予算総額で6,530万円あります。これが移行後、経過措置が終了します6年後、28年度で基準どおり配置されたとした場合には、8,320万円ということで試算をしております。

ただ、25年、26年と経過措置がありますので変動いたしますが、最終的には今言った金額で、1,790万円の増額ということで見込んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

28年度はともかく、ここ4、5年はいわゆる据え置きというか、激変緩和という形でもってやるわけですけども、その辺のところを実はお聞きしたいんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

職員につきましてですが、試算であります。26年度、27年度でいきますと、概算であります。約1億600万円程度になるということですが、最終28年度では、先ほど言いました数字ということで試算をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

今、単純計算で約4,000万円ほど増額になるということになりますが、行政改革が叫ばれている中で、また、今後の財政見通しも極めて厳しい予測がされております。

思い出すのは2年前に、たしか12月定例会の間際だったと思いますけども、糸魚川市の今後の財政見通しという形でもって数字が出ました。これは議員各位に配付されましたけども、そのときには今回の公民館費用は除外されてましたし、レンガも入ってなかった。そして今、非常に大きな問題になっております一般廃棄物の処分場の問題、今後建設していかなければならない。そして、また並行在来線の赤字の問題、そしてまたうれしい話ですが、ジオパークが認定されて、今後これらについての整備計画を順次進めていかなければならない。また、新幹線駅の、たしかあれば15億円を当初予定されていたのが、45億円になったかと思うんですが、そういうような形で、まだ幾つかあると思いますけども、非常に2年前と、さまざまな財源が厳しい中で、必要となるものがたくさんになってきたと。

このことを一番私は実は危惧してまして、確かに、いや、実質公債費比率云々、まあまあ今のところはいいんだと言ってはいるものの、今後の国のいわゆる制度改革といいますか、どのような形になってくるかによって、かなりこれまた変わってくると思いますが、その辺は、どのようにとらえていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務部長。〔総務部長 織田義夫君登壇〕

総務部長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

今後の財政状況、市の財政運営でありますけども、確かに今、ジオパーク関連もありますけども、一般廃棄物の最終処分場とかそういう問題については実施計画、あるいは財政見通しの中では、少しは入っておりますけども、完全な形では財政計画の中では見込んでいないというのが実態であります。その辺の数字がわかり次第、順次財政計画の中に組み入れたいということでありまして。

したがいまして、昨年からはじめましたけども、昨年8月、長期財政見通しをつくりました、今後10年間。その長期財政見通しを毎年、毎年つくっていくと。それで10年間のものをきちんきちんとしながら、財政運営をしたいということでありまして。

今回の公民館制度、特に人件費の問題もございまして、途中経過措置の関係で多少数字のほうは多くなりますけども、最終的には現在の人件費よりも1,800万円ほど多くなるという状況であります。能生地域、青海地域に職員を配置しますので、そういったことを踏まえまして、そういった点では合計1,800万円を済んだかなということでありまして。そういったことで、1つ1つ財政運営全体の中で人件費等も含めまして、検討していきたいということでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。

21番（松尾徹郎君）

ここでは財政の話は、これでやめときますけども、非常に今後厳しくなるということは、当然皆さんも認識されてるということで、これは本当に慎重にやっていかなきゃならないんじゃないかなと。

そういう中で、今回こういう形で動くという。私はこういうふうな形にまでもってくるのは、随分行政も苦勞されたということは理解してますし、また、総文でのあれだけの議論を聞きまして、厄介な問題だなということを痛切に感じました。ただ、今後もさまざまな広い目で行政運営をしていってほしいということ、まずお願いしておきます。

最後に、最近ですか、ある地域から意見書が出ておりますけども、その意見書を見ますと、本当にそのとおりだなというふうに思いますが、少し読み上げますけれども、今回提出された答申は、当然のごとく尊重されるべきものであると思います。つまり、いわゆる検討委員会で出された答申ですね。特に平成18年に策定された糸魚川市総合計画の基本計画に基づいて検討されたものであることは、軽視できないと考えると一文があるわけですけども、全くそのとおりだなと。

さっきも申し上げてくどいようですが、本当にさまざまな分野で活躍されている方々が、本当に慎重審議、しかも10回にわたる検討をした結果、出された答申というものを、やっぱりもっとも尊重してほしかったなというふうに思いますし、恐らくこれについては、当然、市長はじめ皆さんそうでしょうし、また、議員それぞれ各位がやっぱり100点満点はつけていないと思います。当然みんな複雑な思いで、今回、その提案されたものを見てるんだと思いますけども、いずれにしても4月にスタートしてくれという強い要望もありますし、約束の期限がやっぱり過ぎているだけに進めていただきたいですし、先ほど総文の委員長の報告の最後のほうにもありましたけれども、今後、引き続きこれらについても検討していくと、協議していく、審査していくというような報告もいただいておりますし、きょういただいた資料の中にも一文、最後の行にもありますけども、今後、その都度、行政側のほうから、これについて精いっぱい検討していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質問ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

パブリックコメントから伺いたいと思いますが、総務文教常任委員会で、これはどうしてもやらせてもらいたいということで、行政の責任で行うものだというふうな旨のコメントをつけながら、広報にも載せたんでないかと思います。このパブリックコメントは、どのように生かされたか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

市は答申をいただいた中で基本方針案をまとめまして、やはり市民の意見を聞きたいということで、総務文教常任委員会の中でご意見をいただく中で、パブリックコメントを実施したものというふうに考えております。パブリックコメントをいただきました内容につきましても考慮した中で、最終基本方針案を取りまとめたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

どこが全協以降でしょうか、パブリックコメントによって、どの辺のところ改善されたのか、修正されたのか、聞かせてもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

12月27日からパブリックコメントを実施してきたわけではありますが、それと並行いたしまして、やはり基本方針についていろんなところからご意見を聞く中で、いろいろ検討してきたという状況であります。当然、パブリックコメントをいただきまして、その内容も検討し、それと並行して検討してきた中で、経過措置の職員の3年間の臨時職員の据え置きとか、そういうことを検討してやってきたということでもあります。ですからパブリックコメントでは、そこらのことは修正をしない形で、パブリックコメントをとったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

職員の採用を地区公民館の管理運営連合会が行って、教育委員会の職員が担当すると。これは総文の委員長報告の中であったことでもありますけども、これはどういうふうなことなのか。

職員の採用は、今度、管理運営委員会連合会が行うことになります。教育委員会の職員が、それを担当するというのはどういうことなのか。雇用者責任はだれが負うのか、お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

答申の中では、職員については地区雇用というようなことで答申をいただいております。そこらを地域の皆さんのご意見を聞く中で、雇用事務等が大変だという部分も含めまして、連合会で雇用したいということで計画をつくりました。

その中で連合会で雇用するということではありますが、当然、雇用事務、または連合会で公民館体

制の話ができるような連合会をつくっていただきたいということで、お願いをしてきておりますし、その事務局については、生涯学習課が事務局を行うということで説明をしております。

当然、職員の採用につきまして、地域で推薦等をお願いをしていくわけですが、職員の雇用について市が委託をして事業費を出すわけですので、最終的な責任というのは、市も一部担うものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

それとあわせて応募がなかった場合、教育委員会が責任を持って行うということも委員長報告でありました。職員配置に責任を負うということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

職員の雇用につきまして、現在も糸魚川地域では地域の推薦を受けて市が任命するという形で雇用してきております。ただ、地域でいろいろ人を探しても見つからないというようなケースが今もあるわけですが、そういう部分につきましては公民館と話をし、ハローワーク等で募集をかける中で採用してきたという経過があります。

今後、連合会についても基本的には地域から推薦をいただいて、地域の皆さんに雇用していただきたいという部分では一緒であります。当然、見つからない場合は生涯学習課のほうで一緒になって、そういう手当てをしていきたいということで話をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

雇用者責任は、市がその一端を負うと、これははっきりしてるわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

連合会の雇用ということでお話をしています。連合会の雇用の事務局は教育委員会が持つという形でお話をしています。当然、必要ないろんな責任の部分について、持たなければならない部分が市にあるということは、お話したとおりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

職員がいなかった場合、今でもなかなか厳しくて、募集しても応募されないという、そういうことがあるようでもありますけども、そういう場合、連合会が最後まで責任を持って人を探すという、そういうことではなくて、市も職員配置に責任を負うんだということによろしいですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

職員の募集につきまして、どうしても見つからないというケースがあるかないかは、仮定の話でありますのであれであります。当然、職員がいなくなって公民館が回らないという事態というのは市民生活に困るわけありますので、連合会、それから教育委員会が責任を持って、地域と一緒にやって対応していきたいということでお話をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

非常に大事な問題だと思うんですよ。職員をきちんと確保して配置をする、それが公民館管理運営委員会連合会に全部責任を負わされるという、そういうふうな形でやられますと、市は見つからなかった場合、あなた方の責任ですよということになるわけですよ。市も責任を負うんだということであれば、市も当然、職員を探すということになるけども、その辺のところをいま一度はっきり、その責任の所在をはっきり述べてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

責任の所在とか、今ここで責任というような言い方でだれなんだと、責任者出てこいというような話し方をされておられますが、私は公民館の職員というのは、基本的にはやはり地域の人たちみんなで、自分たちの地域の公民館職員はこの人がいいだろうとご推薦をいただいて、みんなで納得してお決めいただくのが、私は一番いいと思ってるわけあります。それに対して、なかったからだれが責任なんだということではなくて、当然、今ほど扇山課長が答弁しておりますように、市もやはり大切な地域の役職でございますので、一生懸命になって探していかなきゃいけないと思っております。

でありますことから、その時々状況によりまして我々といたしましても積極的に、やはりそういった中に加えていただいて、職員の配置をしていきたいわけありますし、なくていいと私は思っているわけございません。そのようなことで、だれかに責任をはっきりさせたから、それでよしと私はしてないわけございまして、特に公民館職員というのは、そのような位置づけだろうと私は思っております。決して市は知らないとか、責任ないと言ってることではございません。その公民館の職員の選出にはかかわらせていただきながら、みんなで決めていきたいという考えで

ざいます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

ぜひ市も一生懸命取り組んでもらいたいと思います。

行政事務の一部を行うことも位置づけされております。教育委員会の採用から、公民館管理運営委員会の連合会の採用になるわけでありますが、職員の身分が変わってまいります。守秘義務というのはどういうふうになるのか、この保持は保障されるのか、その辺については、どういうふうにお考えか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

今現在、糸魚川地域では、9地区公民館で住民票だとか証明書の発行事務の一部行政部分を担っております。体制が変わりましても、ここの部分につきましては嘱託というような形で委託をしたいというふうに考えております。当然、その部分で、地方公務員法に伴います守秘義務等があるものというふうに考えております。

26番（新保峰孝君）

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第4号については、吉岡静夫議員ほか3名から、お手元に配付いたしました修正動議が提出されました。

発議者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第4号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例に対する修正動議について、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により修正案を添えて提出し、理由及び内容の説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

提案理由、先ほど来、所管の総務文教常任委員会委員長から、るる説明、報告がありましたように、このことについては多くの問題点が明らかになりました。また、ただいまの午前中からの質疑応答、論議の中でもありました。そこで私は焦点を、社会教育法上の位置づけに絞ってお話をさせ

ていただきます。

社会教育法では、公民館の目的や事業内容、これは第5章ですけれども、施設の基準、関係者、関係職員の果たす役割などについて明確に裏打ちをされており。これを外すことで、それらの根幹や、あるいは細かい部分もありますけれども、そういったものがわかりにくくなります。むしろ統一性を考えたとき、これはもう常時言われてまいりました地域の核、あるいは高齢化、過疎化に伴う地域住民のよりどころなどとしての役割を深めるということを考えたとき、社会教育法を重んじた対応をすべきと考えます。

以上が提案の理由説明であります。

次に内容、これはきょうお配りをさせていただきました修正動議でありますけれども、この中で、ダブるところはできるだけ省きますが、2ページ目の第1項、第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中、「地区公民館」を「地区公民館（糸魚川市中央公民館、糸魚川市中央公民館能生分館及び糸魚川市中央公民館青海分館を除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の表を次のように、つまりお手元の表の下の表に改めるといふものであります。

以上で、提案理由の説明、内容の説明を終わらせていただきます。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

ただいま動議で発議が出されましたが、発議者に質問をいたしたいと思います。

まず、確認なんです、この動議というのは、要するに今、市から出されております案の中の地方自治法にのっとって設置する公民館を廃止しなさいと。全部、社会教育法にのっとった公民館にしなさいということでもいいのかどうか、そういう理解でいいのかどうか、そこはどうですか。まず、これ確認です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

そのとおりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

先ほどの吉岡議員の説明では、ちょっとわかりかねるところもあるんですが、要するに地方自治法による公民館設置を外して、社会教育法に基づく公民館にしないさいということですよ。これは

明確な両者の違い、あるいは今、社会教育法にするという目的、あるいはその利点、そこら辺を説明願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

今、提案理由の説明の中でも、ちょこっと触れさせていただきました。といいますのは、これは社会教育法というのは学校教育法、その他いろんなものがありますけれども、その中の第5章で公民館というものを設けて、20条以下42条までの中で、さっきも提案の説明でやりましたけれども、るるうたっております。ということで、このことに基づいて公民館というものが運営をされていく。設置、あるいは事業、運営方針、基準、職員、研修、その他非常に明確な規定を設けて、これに準拠してやっていくということになっております。したがって、これに準拠するのが、現行の日本の法制の中では妥当であると、こういうふうに私は思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

吉岡議員の説明では、法律の中ではこういうことがうたってあるという説明だけであって、私が聞くのはそういうことじゃない。ちゃんとあなたは発議者の言葉で、ここがこう違うんだ、こうすれば、こういう利点があるんだということを説明していただきたい。法律でうたってあるという話だけではだめなんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

法治国家でありますから、法律に基づいてすべての行政が行われておる。そういう意味で、私は申し上げておるんであって、今、公民館問題が俎上に乗っております。であつたら、その公民館に対して準拠法令は何なのか、根幹は何なのか、こういうことがまず第一になきゃならない。現状では社会教育法に基づく第5章の公民館、ここに基づいてやっていくと、これは当然、しごく当たり前の行政執行の手順なんです。こういうことを申し上げたんで、そこをおわかりいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

法に基づいてやっていくとかどうとかというのは、それは吉岡議員に言われなくても、行政も住民もみんなそうやってやっているわけですよ。私が聞いているのは、いいですか、社会教育法にのっとった公民館と、地方自治法にのっとった公民館の相違点。それと地方自治法にのっとった公民館を廃止して、社会教育法にのっとった公民館にきなさいという、その利点、それを聞いているん

ですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

何もここでそういった論争をやるということではないと、あなたもそう思いますけれども、法律論のことを言っておるんじゃない。

私は今現状、例えば今までこういう形できたわけですよ、社会教育法にのっとなってやってきた。じゃあ逆に、それはなぜ悪いのか。悪くないわけですよ。やってるから、私は社会教育法にのっとなってやるという、今までのやり方を私は述べている、それだけのことから。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

私は今、あなた方が発議した内容について質問しとるんですよ。いいですか。それで社会教育法にのっとなって、公民館というものは今までずっとやってきたわけですよ。それを社会教育法にのっとなったものだけではできないというか、住民ニーズというものが物すごい多様化してるわけですよ。それに対応していくためには、地方自治法のほうがいいんじゃないかということで提案されとる議案なんですよ、これは。そこにちょっと待ちなさいと、みんな社会教育法に基づいた公民館にきなさいという、その理由とか利点はどこにあるんだと聞いとるの。それちゃんと答えてこなきゃだめなんだよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

具体的に答弁を求めているんだから、具体的に答えてやってください。

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

具体的とおっしゃいますけどね、今、議長もそう言ったけれどもね、これは今までの、逆質問ができればそうだけれども、何でそういう公民館が社会教育法にのっとなってやってきて悪かったんですか。そういうことないでしょう、今までやってきたんだから、それを言っとるんですよ。

だから社会教育法にのっとなってやればいいということをおるんで、これは行政であろうが、議員であろうが、議員発議であろうが、それぞれが考えて出すことですから、そのことを私はとやかく言わない。だけどこういうやり方は、よりいいということをおるんだから、利点は何だと。当然のことながら社会教育法にのっとなってやるのが、今さっき申し上げたように、一応今のところでは、こういう現行法制上だったら、それが一応ベストなんじゃないかと、こういうことを申し上げておるんです。ですから、それはメリットは何なんだと言われましても、当然のメリットだから言ってるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

私、冒頭に、吉岡議員に質問しますという言い方はしてません。発議者の皆さんに説明を求めているので、発議者は4人いるんだから、議長、この中で答えられる人をちょっと出してくださいよ。吉岡議員の質問では、これ答えになっていません。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

今ほど高澤議員のほうから、発議者が4名いると。その説明員に立ったのは吉岡議員でありますけども、説明を求めてもなかなかはっきりした答弁が出てないということなので、発議者のほうからも答弁を求めることが可能であるということ、今、事務局のほうに確認いたしましたので、発議者のほうで答弁を行う人は行っていただきたいということをお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

ここに発議者がいらっしゃいますので、お伺いをさせていただきますけれども、私、このケースは初めてです。提案理由の説明に出た議員以外に説明に立つというのは、私は初めてのケースなんですけども、もちろん今確認されたということなんですけど、ちょっと事務局のほうから正確に、どいう形の場合は許されるのかということ、ちょっと聞いてください。これは前例になりますので、はっきりとなぜ認められるのかという解釈を聞かせていただいてからでないと。

議長（倉又 稔君）

わかりました。

17番（古畑浩一君）

過去、前例ないですよ。提案理由の説明をされた方が変わるというのは、それは提案発議者と賛同者であるということできて、今回は発議者が全員で4人だから許されるというだけでいいんですか。ちょっと聞かせてください。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時42分 休憩

午後2時04分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

今ほどの古畑議員の緊急動議につきましては、議会事務局、正副議長、それから正副議会運営委員長と協議いたしました結果、全国市議会議長会にも問い合わせ確認いたしました。

普通の議案発議に関しては、発議者1名に対して賛成者12分の1以上、議案の修正動議に关しましては発議者12分の1以上となっております。これに関して、今回、発議者が4名でありますので、法的要点を満たしております。

その説明員に対する質疑でございますけれども、説明員は発議者の代表が行ったことでありまして、その説明員に対する質疑に関して、説明員が質疑に対して明確な答弁ができない場合、ほかの発議者からも答弁を求めることができるということで今回一致いたしました。

それに関して、今回はそういう取り扱いで進めさせていただきますけれども、これが前例となりますので、議会運営委員会において今後協議をいたしまして申し合わせ事項か、または規則の中に盛り込みたいということを考えておりますので、そのように承知おき願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

休憩してください。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時07分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

ただいまの議長の説明であります。私もよくわかりましたが、もう一度今までの質問を繰り返します。

まず、私は発議者の皆さんに、これの修正案というのは、要するに議案として出てきている地方自治法にのっとる公民館制度を廃止して、全部社会教育法にのっとる公民館にするということかという確認をいたしました。そしたら、そのとおりだという答弁であります。

そこで、そうであるなら社会教育法にのっとった公民館と、地方自治法にのっとった公民館の相違点。それと今回、地方自治法にのっとった公民館を廃止する目的、それとその利点というものを質問いたしたわけでありませう。答弁をお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

これに対する答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

繰り返しの答弁になりますけれども利点、それから、いわゆるその反対のところということですが、少なくともこれまでの公民館の運営の仕方というのは、いわゆる社会教育法にのっとってやってきておる。それがこれまでの所管の常任委員会の審議の中でも明らかになったように、いわゆる職員の張りつけ、あるいは処遇、雇用、さらには今度はそれに対応する、途中で出てきましたけれども、管理運営委員会の存在、さらには、その上に今度は管理運営委員会の連合会、こういったものが出てきておるわけですが、むしろそういったものが非常にまだ今のところあいまいである。しかも4月1日から施行するということになると、むしろ私はこれまでの社会教育法にのっとった、つまり今までのやり方で、そのほうが高澤議員も指摘するようないわゆるメリットである、長所である、そういうふうを考えている。

今まで総文の委員会、あるいは全協の中でも問題になった、きょうも午前からいろいろな指摘がありました。そういうことをやはり除くために、やはりこれまでのような社会教育法にのっとったやり方が、1つのメリットとして当然のことながら出てくる。今、具体的にと言われましたからあえて言いますが、職員の問題、張りつけの問題、あるいは管理運営委員会の問題、こういった問題が、やはり浮上しておるわけでありませう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

よくわかってないんじゃないかというふうには私は思います。

いいですか。職員の問題、あるいは管理運営委員会の問題というのは、今出されている議案が通って1つの体制ができてから考える。しかも何回も何回も答弁あるように、3年、5年の経過の中で、いい方法を見つけていこうというふうには言っとるわけでしょう。そういう説明が全協の場でもありましたし、今回もありました。そういうものを踏まえて、要するに地方自治法にのっとった公民館ではだめだよと、廃止しなさいというものの考え方、その利点を伺っとるわけですよ。まず、その体制づくりなんですよ、今は。

職員をどれだけ配置するとか、管理運営委員会がどういう運営するとかというのは、体制ができてからやることであって、今どういう体制をつくらうかということをやっとるわけで、社会教育法のほうがいいよという、その利点を教えてくださいって私は質問しとるんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

今回のこの改正案は、あくまでも今までの社会教育法を直して、地方自治法を入れて地区公民館にしようということですよ。そういうことでしょう、改正案は。だからそれに対して、そういうやり方では管理運営委員会の対応する、4月1日から対応するわけです、これは。青海が若干、今いろいろな問題がありましょ、あるいは能生は能生で、そういった体制というものがあります。ただ、この管理運営委員会というものが、あるいは連合会というものが機能しなきゃだめということでしょう、この改正案で。そういう今状態になっていない、そういうことを言っておるんですよ。

だから今のままでいって、つまり社会教育の、今のままと言うとわかりにくいかもしれんけれども、社会教育法にのっとったやり方でやっていくと。これはとりもなおさずメリットであります。裏を返せばさっき言ったように管理運営委員会、あるいは職員の配置、任用というものは、このままでいけないということをおるんです。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

+

午後2時14分 開議

+

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

今ほどの高澤議員の質問であります、社会教育法では公民館設置をその法の中で定めております。地方自治法は公の施設の設置を定めておまして、公民館の設置ということはありません。

ですから、どちらも公の施設ということになるかと思いますが、公民館活動ということをお明確に定めているのは社会教育法だというふうにお考えております。

メリット・デメリットという点について言えば、今ほど吉岡議員が述べましたけれども、同じ公民館という名前をつけたとしても、その活動の内容ということになってまいりますと、社会教育法上の公民館でないということになれば、自主的な運営、活動にならざるを得ないのではないかと。社会教育における市の責任という点において、大きく変わってくるのではないかと、このようにお考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

先ほど少し触れましたけれども、今の公民館活動というのは、要するに社会教育法にのっとった公民館活動では対応しきれなくなってきたわけですね。いろんな住民のニーズがふえていって、多種多様な活動が行われてるわけでありまして。そういう実態を見て市は、要するに社会教育法に基づく公民館制度だけでは対応できなくなっているから、地方自治法にのっとった公民館にして、あらゆる問題に対応していきたいということであろうと私は思います。

市長のお話の中には、要するに公民館というのは地域のよりどころとしていくんだと。地域コミュニティの発展、推進を広げるために幅広い活動ができるようにするんだという言い方をしております。しかも地域主導型で、みんな頑張ってくださいよというやり方でやりたいんだというふうに言っとるわけですね。

社会教育法に乗った公民館活動というのは、定期講座を開設すること。討論会、講習会、講演会、実習会、展示会などを開催すること。図書館、記録、資料などを備え、その利用を図ること。体育、レクリエーションなどに関する集会を開催すること。各種団体の機関などの連絡を図ること。その施設を住民の集会、その他公共利用に供すること。これだけなんですよ、社会教育。これを拡大解釈、あるいは広く解釈して、今の公民館の活動が成り立っているわけですね。

ただ、グレーゾーンにある活動もあるわけですよ。そういうものを解消するために、地方自治法に基づく公民館。公共の施設を公民館として利用して頑張っていこうということで、この議案が提案されとるわけです。根本的には、そういう話があるんです。それを地方自治法はだめだよ、全部社会教育法にきなさい。今、私が読み上げた、この狭い活動の範囲の中にきなさいという、その根拠がわからない。もう1回説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

確かに公民館の事業として22条にそういうふうには提起してあります。しかし公民館の運営は、まさに市町村が設置をして、市町村がその運営を維持管理していかなきゃならない。それが基本でありますから、社会教育法にのっとってやっていくことについて、現に今までそのやり方でやってきた。それと、これからもそういうやり方ができるわけでありまして。地方自治法第224条の2項の第1、ここにのっとってやると、これはこれで1つのやり方ですから。しかし、今ここで条例化をするということになれば、やはり社会教育法にのっとるということをきちっと明文化するというのは、少なくともこの修正案を出した私たちの信念でありますから、このことについては、いささかも間違っではおらないと言わせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

私、長々と説明してきたんですが、よくわかってないような気がする。もう一度答弁を求めてく

ださい。

議長（倉又 稔君）

今の社会教育法に基づく公民館活動だけでは対応しきれなくなってきているので、その枠を外して幅広い公民館活動を中心とした地域活動に移行したいと。そのためには社会教育法を外さなければならぬんだということでの質問に対しての明確な答弁が来てないということの高澤議員の申し出でありますので、他の発議者のほうの答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

現在の公民館の活動であります。公民館というものを施設として考えるのか、活動の1つの形として考えるのか。

例えば1つの基幹集落センターがあったとします、そこは公民館になっています。自治会でも地域でも活用しております。ですから、今言われた地域活動、公民館活動というのは、公民館という名前をつけようが別の名前にしようが、それはできると思います。

社会教育法上の公民館という、そういう公民館にしてあるというのは、どこがメリットかと先ほど言われましたけれども、それは市が一定程度支える部分で責任を持つか、あるいはそれを外して、責任を後退させるような形にするかということにしか私はないんじゃないかと思うんですね。コミュニティ活動、自治会活動というのは、公民館というその枠の中でもやれると思いますし、実際にそういうふうになっておられる地域も多いんじゃないかと、このように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。

19番（高澤 公君）

既に今は社会教育法にのっとった公民館であるけれども、そういう活動をしているという今の答弁ですよね。私は今の公民館では、いろんな活動をやっている。公民館活動にはなじまないような要するに活動もいっぱいやとるんですよ。それはやはり社会教育法という法にのっとれば、非常にグレーゾーンではある。ですが地域のためだからということでやとるんであって、それをやりやすくするために、地方自治法にのっとった公民館にしたい。市長は地方自治法にのっとった公民館にして、今ある公民館を利用して、今の体制でそのままいくんだという言い方をしておる。それに対して地方自治法をもう外しなさいという、この明確な答弁がないわけですね。発議者が4人あって、明確な答弁がないというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思う。何か答弁をはぐらかして水かけ論みたいになってしまうので、非常におもしろくないんですが。

何回も言いますが、今は公民館の仕事というのは非常に住民ニーズが多様化してきて、あらゆる活動、多種多様な活動を強いられてやとるわけですよ。それをやりやすくするために、地方自治法にのっとった公民館にしようと言ってるのに、その地方自治法の枠を外してしまえ。枠でなくて、地方自治法にのっとった公民館をやめてしまえというふうな発言は、私はとてもじゃないけど、これは容認できるものじゃない、明確な答弁がない。これは少しおかしいですね。何回答弁を求め

ても、まともな答弁が返ってこない。私は質問をこれでやめますが、何と申しますか、非常に行政が考えている真意というものをしっかりとらえ、我々は進めていくのが必要だと思います。これは先ほど来、ずっと前から市長が懇切丁寧に説明しているように、地域が元気になるようにやりたいんだということのあらわれだと私は思うんですよ。

私の質問はこれで終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

それでは、ただいまの修正動議に対しまして、内容につきましてご質問をいたします。

内容につきましては、今ほどの高澤議員とかなり重複するところもありますが、やっぱり私も不思議だというふうに思っております。

先ほど吉岡議員の説明の中で、基本的に今回の争点を社会教育法に定める公民館法に絞って、すべての公民館をこのように社会教育法に基づくことで改正することで、すべての問題が解決するというふうにご説明されましたよね。ということは、その後に出てくる新体制移行に伴う経過措置だとか、公民館の職員の配置基準であるとか、身分保障であるとか、そういったこともすべてこの社会教育法に基づく公民館にすることで解決されるという解釈なんですか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

正確な記録は後ほど見ていただきたいけれども、社会教育法に焦点を絞って私は申し上げるということは言いました。けれども、すべてが解決されるというような言い方はしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

とすることで、問題が解決されるとおっしゃっています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

これも正確な記録を見ていただきたいけれども、あくまでもこの社会教育法上の位置づけということに焦点を絞るということであって、今、古畑議員がおっしゃったような、すべてが解決するとか、そういうような言い直しにはなっておらないので、そこの辺はまず了解をしていただいた上でお話をしていきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

了解するも何も、あなたが言ったことについては、それは本当ですかと私はお尋ねをしとる。

それにしても、本当にあなたは市長時代のときから、その答弁は変わりませんね。答弁してる側と質問してる側が、かみ合わんじゃないですか。何となく懐かしくなりますけれども、ご自分がおっしゃったこと、昔からそうですね、私は言ったつもりがないと言って、時間をとめて議事録を確認して言った、言わんとやってきたんで、もう今回はそんな気はないですけど、明らかにあなたは言いました。社会教育法における公民館、こういったことにすることによって前半もろもろ、そのようなことがいっぱい論議されてきた、委員会でも全協でも、また、パブリックコメントまでいったかそれもあれですけども、これまでの質疑の中でもあった。そういったことが解決すると言ってらるんですよ。だからあなたの場合、いつもそう言った、ああ言った、こう言ったみたいな言い方をしてるから、主語があいまいだから受け取る側もはっきりしませんよ。けど、あなたはそれによって問題が解決するって言ったんです。言ったからどうなんですか、それで本当に解決できるんですねって私は確認してるんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

それは、だけど聞き捨てならんですね。いや本当に、だけどそうじゃないですか。言いもしないことを言ったというふうに言っというて、あなたはそれだから市長時代と変わらないと、そういう言い方はないでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

昔なら、これ議長、議事録確認してくださいとやったとこですけど、もういいです。

では言い方を変えて、社会教育法における公民館とすることによって問題の解決が図られると思って、今回のこれを出されたんですよね。それによつては、じゃあほかに記載されているさまざまな市の今の職員の身分保障だとか、賃金の問題。それから今回の問題は、1市2町のシステムが全部違ったこと、それを統一しなくちゃならんという使命感のもとで、こういったことが策定されたのが大きな問題なんです。現状維持でいきたいというのは、それぞれ糸魚川、青海、能生も、すべての公民館の方がおっしゃってることなんです。

ところが合併のときの論議で、やはり同じ1つの市になるんだから、1つのシステムにしていかななくちゃならないということを経済協議の中で決めたから、今、米田市長を含めた皆さんが、最良の策ということで考えている。現状はどっちかという、3本並び立つというよりも、どちらかという糸魚川市民も、公民館も、行政も含めて、三方一両損の今回は妥協案ではなかったのかなと

私は思います。

ちなみに、私はやっぱり吉岡議員にお聞きしたいのは、そのときの合併協議の市長はあなただったんですよ。その中で合併協議の中では、公民館問題を1つにするまでの時間がないし、それをやってしまったんなら合併論議そのものがだめになると言って、新市にこれを回したんじゃないですか。そのあなたが、今これをまとめようとしてるときに、意味のわからない修正案を出して、逆に問題を混乱させるということがあってよろしいんでしょうか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

確かに当時、合併論議のさなか私は市長であった。そして、そのときに非常にこの公民館の問題はほかにもありました。問題だ、これはすぐには結論が出ない。しかし、合併は合併として進めたい。そういうような当時、市民アンケート、町民アンケートもやりましたけれども、結果的には、ああいう形で。ここにおられる方々も当時の町会議員もおれば、市会議員もおられます。そういう流れの中で動いてきた、それはそのとおりです。

しかし、それだけに私はこの公民館というのは、確かに今、古畑議員も言われるように非常に問題がある。だからこそ、この問題で何もまとめよう、統一性というところでもって私は差を立てたりしてるわけでない。むしろこれからのために、みっちりみんなでやっていこうじゃないか。だから、そのためにきょうの昼前も昼からもでありますけれども、いろんな素案の修正が出されたり、いろんなことをやってるわけですよ。だからそういう中でよりいいものを、ほかの方も、さっき高澤議員も言われましたけれども、それはそれでいいとして認めておる議員もおられましょう。しかし、私はこの統一の名目というものに進むのは、いささかちょっと早いんじゃないか。その前に問題点は、やはりきちっとしていかなきゃならん。そのために、この社会教育法にのっとった今までのやり方といえば今までですけども、そのやり方でいくのがベストとはいかなくてもベターになるか、その辺の考え方で取り上げ続けております、今も。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

修正案の真意がやはり伝わりません。先ほど高澤議員が本当に長い間説明もして、議長も要約して何度も言っていたように、今までの公民館からやっぱり地区公民館、それを自治法の定めることにすることによって拠点性を高めて、また、非常に多岐にわたる地区、自治会にかかわる問題、それから今後は防災だとか防犯、そういったことまで今までは社会教育法があったがために非公式、公式では手がつけられなかったことに対してもできるようにして、地区拠点としていきたいという考え方。私、ここはあんまり論議する場所じゃないのではないかなと思っているんですよ。

そうじゃない本当の意味の公民館の職員の皆さんの身分であるとか、賃金の問題だとか、自治組織のあり方だとか、そういった移行期間への問題だとかって、そういった部分は皆さんそれぞれご意見があるかと思うから、論議は論議で私はすべきだと思う。

ただしそれについて、ただ、教育法の定める公民館にすることで解決が図れるとは私は思っていない。やはり今回出された修正動議については、とても妙案とは思えないんです。これだったらまだ発議者の皆さん、反対討論された方が、まだ筋道がすっきりしたんじゃないかと思うんですよね。こういったことについて、こういった観点があると、こういうことが危惧される、だから時期尚早だから反対ってやったほうが、まだわかりやすかったと思います。

私も質問に立たせていただきましたけれども、残念ながら今回、発議者の皆さんの真意というものが理解することができなかった。非常に残念であります。

以上で終わります。答弁は要りません。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

2番（保坂 悟君）

吉岡議員にご質問します。

まず、確認なのですが、今回、行政から出されているこの案に対して修正案ということなのですが、まず、この糸魚川市公民館体制検討委員会の答申に対しては、よろしくないという判断でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

お答えをいたします。

検討委員会からの答申でありますけれども、私、これは総論的な言い方ですけれども、この検討委員会から出されたものにしろ、先ほど来、問題になっておりますパブコメにしても、市民の方々はいろんな形で、それは対応は違いますがやっておるわけですから、当然、これは尊重すべきである。しかし、それは行政執行上、尊重すべきでありますから、あるいは時によっては、そうならないこともあるし、先ほど来、指摘もされておりますように修正、修正の重ねじゃないかというご指摘も受けております、この公民館問題については、そんなもんで答申にしる、あるいはパブコメにしる、そういういろんな市民、万民が言っておることですから、まずは尊重してやるのは、今の米田市長も時々そういうことを言いますが、全く同じであります。

ただ、中身が、やはりこの議会でいろんな考えがあるときに、このことについては、やはりここはこうしたほうがいいんじゃないのということは、例えば33地区、66回やったというのと同じであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

2番（保坂 悟君）

よく理解できないんですけども、そうしましたら、じゃあ今回行政が出された公民館体制等見直しの基本方針については、よろしくないという解釈でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

この中で、これ1つ1つ取り上げますといろいろ問題があります。管理運営委員会の連合会の位置づけにしろ、いろいろ問題があります。しかし、これについても例えば先ほど言いましたように、今、古畑議員からご指摘受けましたけども、社会教育法一本でいったって、もうちょっと妙案があったんじゃないかと、こういう言い方をされましたけれども、そうかもしれません。しかし少なくとも根幹には、これは高澤議員からは物足りないだの何だのと言われましたけれども、しかし社会教育法というもののにのっとってやってきて、これからもやっていけるという信念のもとに出してある修正案でありますから、そっちはそれで私は何ら皆さんに堂々と開陳してきたわけであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

2番（保坂 悟君）

もしこの修正案を提出するのであれば、やはり今行政から出てる基本方針みたいなものも添付して説明していかないと、この地区公民館の位置づけに関しても全然話が違うと思うんですね。

私自身も将来的には古畑議員と同じなんですけど、過疎化の進む地域とか、いろんなことを考えると、将来的には市長部局による公民館というか、コミュニティセンター化というのも考えていかなきゃなんと思ってるんですね。そうなった場合に社会教育法で縛りをかけてしまうと、今度は地域住民に合った公民館というか、コミュニティセンターというか、そういったものに対して、逆にマイナスになるんじゃないかという危惧を持っているんですね。

だから今回も行政が出されているのは、5年間というスパンをかけて、いろいろ調整をかけていくということがしっかり盛られてあります。先々のことは、なかなか想像できないこともあるでしょうけども、この5年間をしっかりとかけて地域住民のニーズに合ったものをつくり出していくと。そこに社会教育法の縛りをかけてしまうと、せっかくのこの試みが御破算になってしまうという懸念を持ってあるので、なかなか理解しがたいのですが、それに対してのちょっと説明とかをいただければありがたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

今、前段のほうの基本方針的なものをきちっと出した、それとも並行してという、それは非常に私もそう思います。確かにそういうやり方、あるいは対応の仕方もあるんだなというふうに勉強になりました。

ただ、2番目の縛りという問題ですよね。社会教育法の縛りというものが、これからかえってマ

イナスになる、マイナスとは言ってないけども、そういうものを懸念すると、そのお考えもわかります。ただ、今の時点で4月1日から施行する。そして地方自治法第244条、これによっていくという、このやり方でいいのかということになりますと、やはり少なくとも十分ではないかもしれんけれども、こういう修正案そのものについては、少なくともそれなりの意義があるというふうに私は考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂 悟議員。

2番（保坂 悟君）

今、吉岡議員が言われた、そのやり方に問題があるのであれば、こういった修正案という形ではなくて、ご当人も総務文教常任委員会の委員でいらっしゃいますし、その中できちっとした議論をしていくという考えを示して、そこでもう少し慎重な議論をすべきであったというふうに思います。

以上で終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村 実議員。

11番（中村 実君）

1つ伺います。

この修正動議が出されているわけですが、この修正動議は、当然、仮に出されたものじゃなくて、正式なものだというふうに受け取ってよろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

おっしゃる意味が、正直わからない。仮に出された、正式というのは、それはどういうことですか、ちょっと悪いけど。

〔「逆質問じゃないですか」と呼ぶものあり〕

15番（吉岡静夫君）

逆質問じゃない、確かめてるんだから。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村 実議員。

11番（中村 実君）

当然、仮に出されたものじゃなくて、私は正式なものだと思っております。もしこれが議決されると、このままで当然通っていくだろうというふうに思ってます。

そういった中で市長のほうから、市から出されております条例改正の文の中に、最後のページで

す、3番の中に、小泊地区公民館を糸魚川市大字の756番地などの地先に置くというような文書が書かれてわけですが、こっちの中には、それが書かれておりません。当然、発議者が4名いまして、この発議者の新保議員と古川議員の中にも能生の議員が1人ずつ含まれておりますが、当然、会派の中で話は進められたと思うんですが、その話の中で小泊の公民館が必要がないということで、これに載せなかったのかどうか確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

お答えをいたします。

これ今、中村議員が取り上げられたこの部分ですね、本案というか、改正案の中には3項の中に小泊と書いてありますよね。ところが、この修正案は、これを含めた中で、さっき読み上げましたけれども、第1条2項、4行ですか、この中で、この分をうたってというかっております。したがって、含まれていないということではないわけで、これはあくまでも第1条第2項を削り、同条第3項を同条2項とし、同条4項中、地区公民館をと、こういうふうな表現をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村 実議員。

11番（中村 実君）

その中に表現されているということなんですが、この文面がはっきりわかるようなものが入っているんですか、小泊に置くという文面が。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

これは条案の作成上のテクニックといいたしめようか、やり方、つくり方でありまして、この中に3項、小泊地区公民館、4項、これはこの中に入っている。このとおりうたわれないけれども、それはそういう修正案のつくり方であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村 実議員。

11番（中村 実君）

だから最初に私が確認したのは、正式なものなのかどうかということなんです。やっぱりここに提出する以上は、正式なものなら書くのが当然だと思うんですよ。だから今になって、この中に入っているという話も、ちょっとおかしいんじゃないのかということも言ってる。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

おかしいという言い方になると、おかしくはないんですよ。これでいいんですよ。条例をつくるときの改正案、あるいは修正案のテクニックとして、そういうことなんです。全然これが載ってない、載せないというんじゃないんです。それをひとつ熟読していただきたい。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時48分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村 実議員。

11番（中村 実君）

了解しました。

ただ、了解をいたしました、これだけの全地区の公民館が入っていながら、この中に盛り込まれているということですが、やっぱりしっかりここに書いてもらったほうが、誤解を招かなくていいのじゃないかなというふうに思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

私もそれはお気持ちはわかるし、いいんですよ。だけど法の私も専門家じゃないんですけども、そういうつくり方として、これが一応ベストなんだということ、そういうことをいろんな法制的なところで教えてもらって、そのとおりにしたんであって、中身が中村議員の言うようなやり方でよかったのか、それでも通ればそれでいいんですけども、それは私はそんなにこだわりません。ただ、これで何ら問題はないということでもありますので、改めてそれだけは言わせてください。

11番（中村 実君）

以上です。

議長（倉又 稔君）

次、甲村 聡議員。

1番（甲村 聡君）

発議者にお伺いいたします。

修正案が出てまいりまして、社会教育法に基づくという部分が公民館ですね、出てきております。その中で、これに関しましては糸魚川地区は10館ありますけども、今までの経緯からすれば社会

教育法にのっとっての地区公民館であった。3地区が、それぞれ形態が違っておったということについては、総務文教常任委員会、また、検討委員会等で非常に論議された点だろうと思うんですね。

その中で青海地域が、今まで物すごく形態が違っておったわけです。その中で、改めて社会教育法に定める地区公民館にした場合、その部分で違和感がないのか。これを上げておるということは、それに縛りを受けるということになるわけですね。その了解は得れるのかどうか、その部分が物すごく危惧されるんです。この点についてどのように協議されて、どのような見解を持っておるのかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

甲村議員も総文の副委員長でありまして、これまでもずっとやりとりはお聞きだと思えます。青海については16館、建物、あるいは職員を張りつけて、これは非常に問題があるということで、きょう出されたこの素案が、今度は一応基本方針案になっているんですが、この中でも青海については猶予を持つということになっております。

そこで、その社会教育法というもので違和感がないのか、修正案で出されたということですが、それほどまでに猶予を持ってやらなきゃならない内容であります、つまり青海地区は。それで能生と、青海と、糸魚川と歩く速さがちょっと違っておると言いましょうか、それはその人たちがどうのこうのという問題じゃなくて、そうなっておりますので、その辺を十分勘案してやらなきゃならん。今、出されておる改正案にしる、これに対する修正案にしる、これまでの16館をそのままここに出してありますから、これはこれからの対応の中で取り上げていくものだと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

甲村議員。

1番（甲村 聡君）

どうも今までの長い論議を踏まえた中で、いろんなことで統一したいという部分の中で異論があり、もみにもんで時間をかけてきたわけですね。その中で、ぼんと今まで青海地区の部分は自治会中心で、社会教育法にかからない状態で公民館という形態。それでも非常に胸を張って、誇りを持って続けてこられたということについては、非常にいろんなことで私らは情報を得て、その中でも論議をしてきたわけですね。その中で、今までそういう自治会的な部分をしながら、それでも公民館活動というものを一体化をしようということで、苦渋というふうな部分も含めて、この部分が論議されて出てきた経緯があるんでないですか。その中で社会教育法に縛りをまた戻す。

糸魚川地区は、今までずっとそういうことを経緯でしてきましたから違和感はなく、その面でのいろんな部分で修正の部分、意見が出て、経過措置をとってほしい。そういう経過があって、行政の中で組み込んでもらった。それでもまだ危惧を持っておられるということはお聞きしております。

しかし、青海地区においてこの部分を条例で定めたときある面で制約を受けてしまう。この部分がもう4月から始まってしまうという部分について、本当に青海地区の方々が了解を得た中できた

のかというと、どうも私は疑問だと思うんですけども、その点について十分了解をとるような手だてがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

裏を返せば、それほどこの公民館問題というのは地区によって、私もちよくちよく、甲村議員も同じ委員会で私の論は聞いておるとおもいますが、非常に歴史があり土壌が違うわけですから、そういうものの中で、今回、逆に言えば修正案も出てきてるわけですね。

ですから、その辺は十分考えた上で、当然、今、甲村議員が心配されるように、じゃあ社会教育法を縛りと見るか、あるいはむしろそれによって立場をきちっとやっていけると見るか、その辺は対応する人というか、関係者、あるいは議員も含めて、行政も含めて違うと思うんですけども、私は少なくとも今のこれまでの論議を重ねた上で、完全にじゃあ青海地区の方々に、これはどうだ、あれはどうだといって全部とったわけではありません、この修正案は。そういうところはありますけれども、そういった中でベストとは言わないけれども、ベターなものを追い求めた結果、この修正案だとしか言いようがありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

甲村議員。

1番（甲村 聰君）

吉岡議員と立場が食い違っておるかもしれませんが、いろんな長い期間をかけてしてきた部分の中で、社会教育法とは違う部分が具体的に3地区それぞれあった。糸魚川地区の中でもそういうオーバーラップする、そういう実態があって、この部分が出てきて、市長が一体化を求めるために、どうしても改正が必要だという1つの中で出てきたわけですね。

その中で、もっとベターだと吉岡議員は言われましたけども、青海地区にとってバッドでないかという部分も含まれておる修正案ではないかと。ベターとは、私は決して言えないんじゃないか。どういう面がベターである、ベストであるということについて、ご説明をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

何かさっきの高澤議員とのやりとりを再現するようで申しわけありませんけれども、少なくともこういう修正案を出す以上は、そういった信念のもとに出しておるんでありまして、バッドという言葉が出ましたけれども、そういうふうにとられる方もおられるかもしれないし、後、また歴史が物語って、どういうふうに皆さんが、あのときにそういう論議があった、こういう論議があった。やっぱりなと思うか、いろんなことがくるとおもいます。

私はさっき高澤議員ともやり合ったけれども、私はこれでいいと思うから出したんであって、さっき2、3具体例を挙げましたけれども、それでいくべきであると思って出させていただいており

ます。甲村議員のあれとは確かに違うかも、違うないことを期待しておりますが、違うかもしれません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

甲村議員。

1 番（甲村 聡君）

以上で終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤議員。

○6 番（後藤善和君）

議事進行をお願いします。

今ほどの甲村議員の前の中村議員の第4号議案の修正案に対する質疑の中で冒頭、質疑の仕方として、正式に出てる議案に対して仮の云々というのは、これは質問者としての人格と識見に、間違いなく仮云々ではないわけで、正式な第4号議案に対する修正議案として出てるものについて質問者が仮云々なんて、これは少なくとも議員としての見識にもとる発言じゃないでしょうか。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

+

午後2時59分 休憩

午後3時01分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

ただいまの後藤議員の議事進行に対しましては、この修正案に対しての中身の、もしこの修正案が通ると記載されていない部分もあって、これではちゃんとした修正動議ではないのではないかとこのための確認を行ったということで、私のほうで議場整理をさせていただきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤議員。

13 番（伊藤文博君）

1 点だけ質問します。

きょう配られた資料ですね、基本方針が書かれたものですが、この上段の3行目、新体制の理念はということで考え方をうたっております。6行にわたっているとありますが、発議者はこの理念に

ついて、これを否定する立場で今回の修正案を出されたのかということについて伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

否定ということはありませんですね。きょう出された1、2、3、4、5、6行、ある意味では、目指すべきものを言っておるというふうに受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤議員。

13番（伊藤文博君）

となると矛盾しますね。そのためというところですね、「地区公民館の役割は、生涯学習・社会教育活動」、ここまでは社会教育法ですね、「コミュニティ・地域づくり活動などの拠点として、行政や自治団体と連携を図り、人づくり・まちづくりを推進する」というふうに言ってる。

ここで今の行政から出された条例のうちの第1条の1と2に分かれている意味が、地区公民館は自治会活動、地域コミュニティとしての役割を果たしていかなければいけないから、項を分けて館を指定してるわけですね。この理念を否定しないのであれば、この考え方を修正案に取り入れていくべきじゃないですか。修正案の中では、その中の下の3行が抜けているということになりますね。地区公民館の役割はと言ってるわけですから、地区公民館以外の組織で、これをやりなさいと言ってるわけではないですね。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

何か伊藤議員、あなたのおっしゃっていることは、それはそれでいいんですけども、私の言っていることも問題じゃないんじゃないですか。そういうふうに矮小化する必要は、私はないと思いますよ。

といいますのは、公民館第5章、20条、目的、この中に、いわゆる我々区域内の住民のために、実際生活に即する、すべてはここに網羅されておりますよね。そして図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうに、ここまで掲げておりますから、私はこの後の3条も、当然そういう目標を持って何ら問題がないと、私はそう思っております。

ですから修正案も、そういう社会教育法の理念というもののにのっとったものだから問題はないと、こう思ってます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤議員。

13番（伊藤文博君）

それは意見の相違ですね。そこで不十分だから、要するに地域コミュニティを包括した公民館活

動にしていきたいということで、今のこの改正条例が出ているわけですよ。もともと社会教育法の枠の中でやっていたもので行き詰まりを感じていて、そこを要するに3地区の制度が違うものを統合する中で1つにしていく中で、いいところを取り入れて、地域コミュニティまで包括した公民館活動をしたいということでやっているわけですし、社会教育法云々で言いますと、先ほどの委員長報告の中にありましたね。

社会教育法から地区公民館が外れた場合、その社会教育法との整合はどうかという問いに対しては、基本方針の中でも地区公民館の役割として、同じように従来の活動を継続していくことができるということを明確にしている。その根拠は、中央公民館、能生分館、青海分館が社会教育法に規定する公民館としているからである。その管轄の中に地区公民館もあるので、その活動としては社会教育法の活動を行う場合については社会教育法の指針を目指して、それに向かって取り組んでいただくというものであると言っているわけです。

そこに大きな意味があるのである、1つ下を全部包括して、それで地区公民館以下は、自治活動を十分にやっていっていただいて、本当の地域コミュニティとしての役割を果たすようになってもらいたいという理念が、ここにあるというふうに考えるわけですね。ですから、社会教育法に限定することに大きな意味はないと。逆に、行政から提出された改正条例の改革のいいところを、阻害するものであるというふうに私は考えます。答弁要りません。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

議案第4号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

公民館条例一部改正の内容であります。社会教育法第24条の規定に基づく公民館を、糸魚川市中央公民館、糸魚川市中央公民館能生分館、糸魚川市中央公民館青海分館とするものであります。

これまでの地区公民館は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく施設としており、社会教育法で規定する公民館から外し、一般的な公の施設にする内容であります。

地域の自主性に任せるということが強調されておりますが、職員の採用、管理運営、地区公民館の活動に対する教育委員会の責任を、公民館管理運営委員会とその連合会に移しているのが特徴であると考えます。地区公民館施設は市の施設としておりますが、社会教育の分野で大きな役割を果たしている公民館に対する市の責任を大きく後退させるものと考えざるを得ないものであります。

私も政務調査で、愛媛県内子町へ行ってまいりましたが、市の公の施設、公民館という名前のついていないその施設を、町の公民館条例に基づく公民館としておりました。このように公民館を社会教育法上規定するかしないかは、名称のいかんにかかわらず可能なわけであります。

国勢調査の速報値によりますと、糸魚川市の人口は5年前から2,146人減少し、4万7,698人とのことであり、人口減少が続いております。同時に高齢化も進み、3人に1人が65歳以上の高齢者となっております。過疎化、高齢化が進む中で社会教育、人材育成のみならず、地域のよりどころとしての地区公民館の果たす役割を考えると、市の責任は過疎化、高齢化が進む地域を支える仕組みを強化することではないかと思えます。市の将来を見据え、公民館活動を強めること、並びに地域づくりの仕組みを強めることが必要と考えます。

そのような点から、本案は社会教育分野の市の責任の後退、実質的に高齢化が進む地域を支える仕組みを弱めることになるのではないかと考えますので、賛成できないものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する、吉岡静夫議員のほか3名から提出された修正動議について採決をいたします。

本修正案の採決は起立によって行います。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、修正動議は否決することに決しました。

次に、原案について採決をいたします。

原案の採決は起立によって行います。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、原案は可決することに決しました。

これをもちまして、平成23年第2回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 1 4 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+